

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2020年4月1日
(第86期)	至	2021年3月31日

株式会社 電業社機械製作所

有価証券報告書

- 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものです。
- 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した確認書・内部統制報告書を末尾に綴じ込んでいます。

目次

	頁
第86期 有価証券報告書	
【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【沿革】	3
3 【事業の内容】	4
4 【関係会社の状況】	5
5 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	7
2 【事業等のリスク】	8
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	10
4 【経営上の重要な契約等】	14
5 【研究開発活動】	14
第3 【設備の状況】	15
1 【設備投資等の概要】	15
2 【主要な設備の状況】	15
3 【設備の新設、除却等の計画】	15
第4 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【自己株式の取得等の状況】	18
3 【配当政策】	19
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	20
第5 【経理の状況】	39
1 【連結財務諸表等】	40
2 【財務諸表等】	74
第6 【提出会社の株式事務の概要】	87
第7 【提出会社の参考情報】	88
1 【提出会社の親会社等の情報】	88
2 【その他の参考情報】	88
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	89
監査報告書	
確認書	
内部統制報告書	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第86期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 村林 秀晃
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は、下記「最寄りの連絡場所」で行っています。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	静岡県三島市三好町3番27号
【電話番号】	055(975)8221
【事務連絡者氏名】	取締役 上席常務執行役員管理本部長 彦坂 典男
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社電業社機械製作所大阪支店 （大阪市中央区南本町2丁目6番12号） 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 （名古屋市中区栄2丁目4番18号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	18,275	17,336	18,327	19,674	21,750
経常利益 (百万円)	1,433	1,645	1,812	1,834	2,707
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	966	1,098	1,239	1,271	2,003
包括利益 (百万円)	1,045	1,214	1,094	977	2,353
純資産額 (百万円)	17,093	18,042	18,625	19,199	20,979
総資産額 (百万円)	24,883	25,947	26,751	27,251	30,645
1株当たり純資産額 (円)	3,880.71	4,096.39	4,307.78	4,469.08	4,958.91
1株当たり当期純利益 (円)	219.45	249.38	285.02	295.95	471.20
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	68.69	69.54	69.62	70.45	68.46
自己資本利益率 (%)	5.79	6.25	6.76	6.72	9.97
株価収益率 (倍)	8.95	9.21	7.54	7.10	7.87
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△623	1,073	5,187	652	1,298
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△375	△347	△582	△376	△1,033
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△249	△274	△526	△417	△587
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,947	3,395	7,472	7,326	7,005
従業員数 (人)	480	478	477	493	505
(外、平均臨時雇用者数)	(127)	(123)	(118)	(117)	(119)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれていません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第84期の期首から適用しており、第82期及び第83期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第82期	第83期	第84期	第85期	第86期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	17,699	16,698	17,249	19,137	20,652
経常利益 (百万円)	1,352	1,604	1,714	1,791	2,592
当期純利益 (百万円)	920	1,087	1,188	1,232	1,931
資本金 (百万円)	810	810	810	810	810
発行済株式総数 (株)	4,776,900	4,776,900	4,776,900	4,776,900	4,776,900
純資産額 (百万円)	16,985	17,943	18,527	19,182	20,701
総資産額 (百万円)	24,460	25,395	26,339	26,853	30,045
1株当たり純資産額 (円)	3,856.35	4,073.92	4,285.18	4,465.23	4,893.18
1株当たり配当額 (円)	55.00	65.00	80.00	85.00	110.00
(うち1株当たり中間配当額)	(25.00)	(30.00)	(40.00)	(40.00)	(45.00)
1株当たり当期純利益 (円)	209.09	246.98	273.21	286.78	454.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	69.44	70.66	70.34	71.43	68.90
自己資本利益率 (%)	5.56	6.23	6.52	6.53	9.69
株価収益率 (倍)	9.40	9.30	7.87	7.32	8.17
配当性向 (%)	26.30	26.32	29.28	29.64	24.22
従業員数 (人)	453	450	448	453	457
(外、平均臨時雇用者数)	(123)	(119)	(111)	(105)	(108)
株主総利回り (%)	112.0	134.0	130.3	132.2	227.5
(比較指標：配当込み TOPIX業種別指数〔機械〕)	(129.6)	(153.2)	(133.5)	(118.6)	(189.6)
最高株価 (円)	2,060	2,401	2,499	2,488	4,400
最低株価 (円)	1,680	1,825	2,050	1,990	2,027

(注) 1 売上高には消費税等は含まれていません。

2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載していません。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第84期の期首から適用しており、第82期及び第83期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっています。

4 最高株価及び最低株価は東京証券取引所(市場第二部)におけるものです。

2【沿革】

提出会社は、1910年東京市小石川区関口水道町において水力発電用水車、一般動力用水車及び各種ポンプの製造を目的とする会社として、現在の株式会社電業社機械製作所の前身である「電業社」が水車製造部を新設し、製造を開始しました。

その後、1915年に「株式会社電業社水車製造所」に改称、1919年には「株式会社電業社水車製造所」が出資し、東京府豊多摩郡代々幡町幡ヶ谷において水力発電用水車、一般動力用水車及び各種ポンプの製造販売を目的とする「株式会社電業社原動機製造所」を設立しました。

株式会社電業社機械製作所設立以後の企業集団にかかる経緯は次のとおりです。

年月	沿革
1955年3月	株式会社電業社原動機製造所が株式会社電業社機械製作所（資本金60百万円）を設立
1955年6月	株式会社電業社原動機製造所を水車部門（東京工場関係）とポンプ、送風機、ディーゼル機関等の産業機械部門（三島工場関係）とに分割し、前者を株式会社東芝が、後者の業務一切を当社が承継
1955年6月	株式会社電業社原動機製造所より、扶桑商工株式会社の株式を譲受
1961年8月	ユニオンポンプの販売を目的として、米国ユニオンポンプ社との合弁会社、日本ユニオンポンプ株式会社を設立
1961年10月	東京証券取引所市場第二部に上場
1973年11月	三島工場に大型ポンプ試験設備を増設
1979年7月	当社の製造する機械の据付工事施工を目的として、電業社工事株式会社（現連結子会社）を設立
1985年4月	当社の製造する機械の販売を目的として、既存の扶桑商工株式会社を株式会社電業社商事と改称
1987年4月	東京都大田区蒲田に本社を移転
1989年8月	東京都大田区大森北に本社を移転
1995年11月	三島事業所に新社屋（事務技術棟）を新設
2001年6月	日本ユニオンポンプ株式会社清算終了
2003年6月	排水、堆肥処理装置、しゅんせつ工事に関する装置など環境関連機器の製造及び販売を目的として、株式会社エコアドバンス（現連結子会社）を設立 小型ポンプの製造、販売を目的として、株式会社電業社オリディアを設立
2005年9月	株式会社電業社商事の清算終了
2006年3月	株式会社電業社オリディアの清算終了
2009年3月	三島事業所に高圧ポンプ・ブロウ工場を新設
2014年10月	インド国内における当社の営業支援及び購入調達支援、その他、インドにおける当社の設計業務、据付・試運転等に関する業務、インド市場調査業務の実施を目的として、DMWインド社（現連結子会社）を設立
2015年5月	DMWインド社（現連結子会社）が主にインド国内における小型APIポンプ等の製造、販売を行うことを目的として、増資を実施
2017年7月	DMWインド社（現連結子会社）がプネ市に工場を新設
2019年7月	DMWインド社（現連結子会社）がプネ工場の設備増強を目的として、増資を実施

（注）DMWインド社（現連結子会社）は、DMW CORPORATION INDIA PRIVATE LIMITEDの日本語呼称です。

3 【事業の内容】

当社グループは、株式会社電業社機械製作所（当社）並びに子会社の電業社工事株式会社、株式会社エコアドバンス及びDMWインド社の4社によって構成されており、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としています。

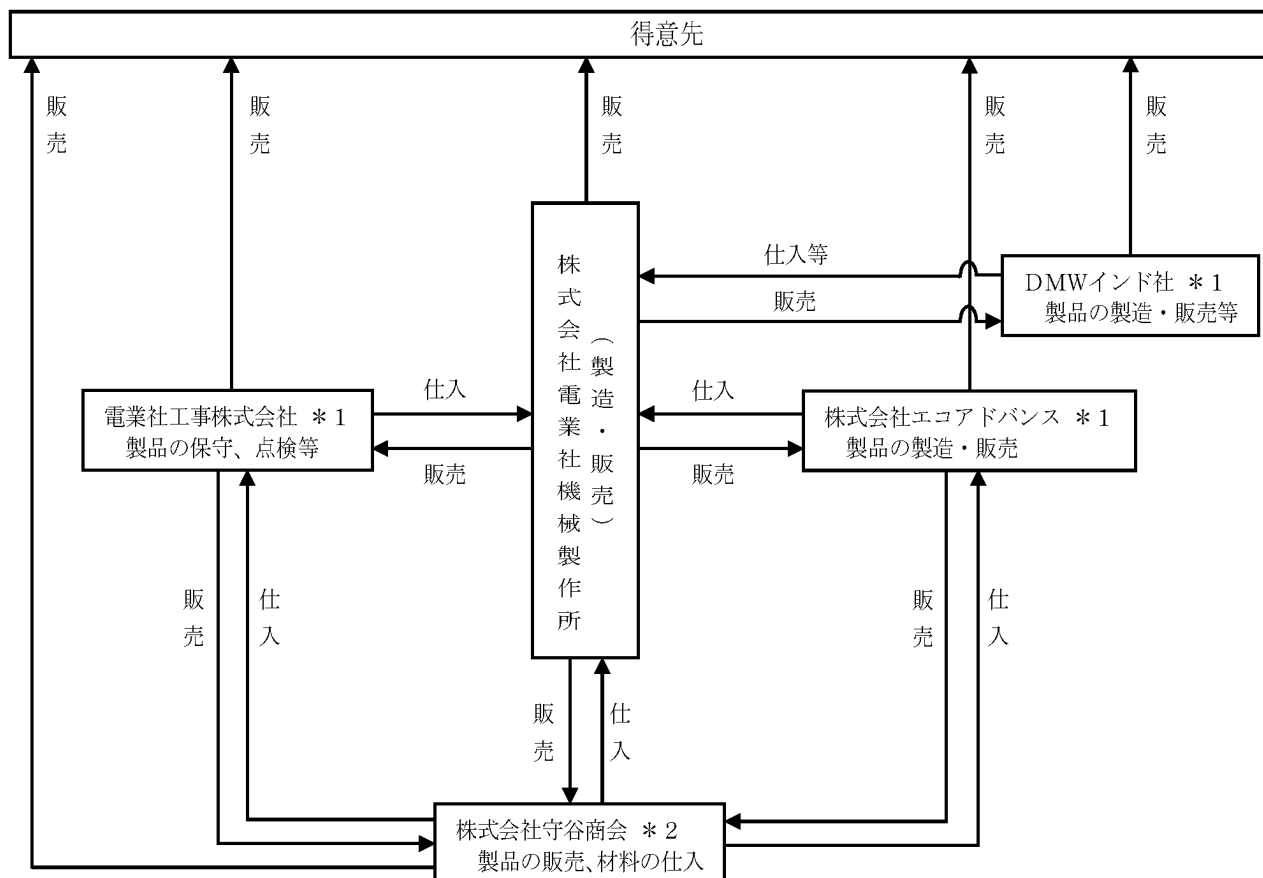
当社グループの主要取扱製品及び事業系統図は次のとおりです。

(1) 主要取扱製品

製品分類	品目区分	製品名・商標名ほか	主な用途
ポンプ	産業用ポンプ	横軸水平2つ割多段ポンプ	プロセス用、海水淡水化事業用
		横軸バレル型多段ポンプ	プロセス用、工業用
		横軸片吸込単段渦巻ポンプ	プロセス用、工業用
		横軸両吸込渦巻ポンプ	工業用冷却水用、プロセス用
		プランジャポンプ	プロセス用、工業用
	大型ポンプ	立軸斜流ポンプ	発電プラント用、海水取水用、雨水排水用、下水道用
		立軸軸流ポンプ	農業用水用、雨水排水用、下水道用
		立軸多段ポンプ	発電プラント用、海水取水用
		減速機搭載型立軸一床式ポンプ “ラムダ”	農業用水用、雨水排水用、下水道用
		横軸斜流・軸流ポンプ	農業用水用、雨水排水用、下水道用
		渦巻斜流ポンプ	農業用水用、上水道用、雨水排水用、下水道用
		チューブラポンプ	農業用水用、雨水排水用、下水道用
		スクリューポンプ	雨水排水用、下水道用
	渦巻ポンプ	二重反転式軸流ポンプ “アクロ”	農業用水用、雨水排水用、下水道用
		片吸込渦巻ポンプ	農業用水用、上水道用、設備給水用
		両吸込渦巻ポンプ	農業用水用、上水道用
		自吸式両吸込渦巻ポンプ “ホキレス”	農業用水用、上水道用
	水中ポンプ	スクリュー式渦巻ポンプ	下水道用
		水中モータポンプ	農業用水用、上水道用、雨水用、下水道用
		深井戸用水中モータポンプ 緊急排水用水中モータポンプ (プルアウト式水中モータポンプ)	設備給水用、海水取水用、農業用水用、上水道用 農業用水用、雨水排水用
送風機	ファン	遠心ファン	発電プラント用、石油・化学用、肥料プラント用、鉄鋼用
		片吸込2段遠心ファン	発電プラント用、石油・化学用、肥料プラント用
		軸流ファン	道路トンネル換気用
		ジェットファン	道路トンネル換気用
	ブロウ	鋳鉄製多段ターボブロウ	石油・化学用、鉄鋼用、下水道用
		鋼板製多段ターボブロウ	石油・化学用、鉄鋼用、下水道用
		高速単段ターボブロウ	石油・化学用、肥料プラント用、下水道用
		片吸込単段ブロウ	発電プラント用、石油・化学用
バルブ	ロート弁	流量調整用、締切用	
	ハウエルバンガーバルブ	ダム・貯水池余水放流用、流量調整用、管理放流用	
	エア・アシスト型省エネ逆止弁 “AAチェック”	下水道用	
その他	逆浸透膜法海水淡水化施設用エネルギー回収装置 “DeROs”	海水淡水化事業用	
	水中計測装置 *	河川や湖沼、沈砂池の水底地形計測	
	パス・ツール *	有機性廃棄物の発酵・分解	
	サブマード工法 *	河川や湖沼、沈砂池の清掃作業	
	乾式満水ユニット “アントリア” ミストセパレータシステム “MSS-α”	横軸ポンプの無水化 ブロウのオイルミスト吸引用	

* … 株式会社エコアドバンスの取扱製品を示します。（その他については当社の取扱製品です。）

(2) 事業系統図



* 1 連結子会社

* 2 関連当事者

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 電業社工事株式会社	静岡県三島市	百万円 20	風水力機器等の保守、点検等	100.0	当社製品の保守・点検等を行なっています。
(連結子会社) 株式会社エコアドバンス	静岡県三島市	百万円 30	排水・堆肥化処理装置、しゅんせつ工事に関する装置など環境機器の製造、販売	100.0	当社製品の販売、仕入を行なっています。また、当社より設備の貸与を受けています。
(連結子会社) DMWインド社	インド マハーラーシュトラ州 ムンバイ	百万ルピー 317	ポンプ等の製造、販売等	100.0 (0.02)	当社製品の販売、仕入等を行なっています。

(注) 1 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数です。

2 DMWインド社は特定子会社に該当しています。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

当社グループは、風水力機器の製造・据付・販売を専ら事業としており、製品の性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

当連結会計年度における従業員数を会社別に示すと次のとおりです。

2021年3月31日現在

名称	従業員数（名）
株式会社電業社機械製作所	457 (108)
電業社工事株式会社	14 (1)
株式会社エコアドバンス	7 (4)
DMWインド社	27 (6)
合計	505 (119)

(注) 臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

当社は、風水力機器の製造・据付・販売を専ら事業としており、製品の性質、製造方法、販売市場等の類似性から判断して単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

2021年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
457 (108)	40.4	17.6	6,538

(注) 1 臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

2 平均年間給与は、基準内賃金のほか時間外手当等の基準外賃金及び賞与を含んでいます。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合に関しては、三島事業所の従業員により組織される唯一の労働組合があり、JAM静岡 電業社機械製作所労働組合と称し、組合員は2021年3月31日現在で240名です。2002年4月1日付でJAM静岡に加盟しています。なお、本社、支店、営業所並びに連結子会社には労働組合はありません。

電業社機械製作所労働組合とは正常かつ円満な労使関係を維持しています。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 経営方針

「物作りの技術を中心とした企業活動」を行う「技術創生」をコアコンセプトとして掲げ、以下の4つの経営理念により将来とも発展することを目指します。

- ①「社会貢献」
独自の技術を駆使してより良い製品を創り、社会の進歩に寄与します。
- ②「人間中心」
株主・社員はもとより、地域や社会・世界の人々のために活動します。
- ③「環境貢献」
自然と共存する技術を目指し、地球環境の向上に寄与します。
- ④「人材育成」
社員の自己啓発を支援し、自らの役割と価値を創造しうる人材の育成に努めます。

(2) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナワクチンの接種が進むことへの期待感がある一方で、変異株感染の広がりもあることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大の収束時期は未だ不透明であり、社会及び経済活動への長期的な影響が依然として懸念されています。

当社グループの事業活動に対する新型コロナウイルス感染症の世界的流行の影響については、海外連結子会社が所在するインドにおいて、5月初旬にピークに達した新規感染者数はその後漸減傾向となり、各州ごとに設定されている活動規制も緩和されたことから、同連結子会社においては活動制限を遵守しながら通常操業を継続しており、当社グループ全体としての影響は現時点において軽微にとどまっています。今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、当社グループ、顧客、取引先における事業活動の制限等により、当社グループの業績等に影響が生じる可能性があります。

このような経営環境の中で、当社グループは、政府の経済対策として予算化された公共インフラ設備の受注に加え、省エネルギーや生産性向上を目的とする設備の更新需要などに対して、当社が競争優位性を持つ得意分野を中心に、技術力を生かした受注活動に注力して需要を確実に取り込む必要があると考えています。

また、財務上の課題として、健全な財務体質を維持しつつ、省エネルギーや生産性向上に資する設備投資や研究開発活動などの事業への投資と株主への還元に関し、適正な資産配分を行うことが課題と考えています。

中長期的な取り組みとしては、2020年度からスタートした「中期経営計画2022 D-Active」を鋭意推進しており、世界人口の増加に伴う水需要の増大を見据えた海水淡水化ビジネスの確立など、市場変化への適応策を盛り込み、順調に成果を上げてまいりました。2年目となる2021年度から、一段高みを目指す「+1UP（プラスワンナップ）」を掲げ、向こう2カ年を通して達成を目指す新たな数値目標を設定しました。世界的な使命であるカーボンニュートラルの達成に向けたCO2削減の提案などを通じてDMWブランドを浸透させ、選ばれる企業への変身を目指してまいります。

中期経営計画のビジョン、基本戦略、目標とする経営指標は以下のとおりです。

<ビジョン>

「DMWブランドを浸透させ、熱い思いで自らが牽引者となり、選ばれる企業へ変身する」

- ①DMWブランドの浸透でプレゼンスを確立する
- ②ポンプ・送風機市場で、グローバルニッチトップ企業を目指す
- ③お客様のニーズに即した製品とサービスで社会に貢献する

<基本戦略>

- ①海水淡水化ビジネスの確立
 - ・第4のビジネスとしての市場におけるDMWの認知度アップ
- ②独創的な製品開発とビジネスモデルの確立
 - ・社会とお客様の変化に対応した新たな製品開発
- ③ストックビジネスの増強とメンテナンス体制の確立
 - ・お客様のニーズや社会の変化に対応した付加価値提案の充実
 - ・ストックビジネスを足掛りに、次代に繋がる新規案件の受注
- ④人的資源の活性化
 - ・社員総活躍企業を目指したマルチタスク人材の育成
 - ・ダイバーシティーの推進

- ⑤SDGsを推進し持続可能な社会の実現に貢献
 - ・温室効果ガス排出量を削減し、気候変動抑制に寄与
 - ・培った技術力と人材の育成と活躍で企業の持続的発展
 - ・当社技術を活用した製品・サービスで環境負荷の低減
 - ・国際社会への貢献と地域社会との共存・調和で生活の質の向上
- ⑥「新しい生活様式」に則した働き方の新しいスタイルの推進
 - ・テレワークや時差出勤でゆとりある勤務の実施
 - ・少人数やオンラインでの効率的な会議の実施
- ⑦組織統治の強化と公正な事業慣行の実践により企業価値の最大化
 - ・リスクマネジメントの強化とコンプライアンスの充実
 - ・公正な取引の遵守とサプライチェーンマネジメントの徹底

<目標とする経営指標>

3年計画として策定した「中期経営計画2022 D-Active」において、2021年度から向こう2か年を通して達成を目指す連結経営数値目標は次のとおりです。

	2022年度	(見直し前)
受注高	250億円	(230億円)
営業利益	25億円	(20億円)
売上高営業利益率	11%	(10%)
ROE	9%	(7%)

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

項目	リスク	当社の対応
1 市場の動向と収益環境の変化に伴うリスク	当社グループの業績は公共事業の占める割合が高いため、公共投資の減少基調が続きますと、企業間競争が激しくなり、収益環境を悪化させる可能性があります。	国内民需および海外市場向けに経営資源をシフトすることに加え、官需向けではストックビジネスの営業を強化します。
	当社グループは製品の製造を主体としているため、鉄鋼等の原材料の価格高騰により、製造コストが増加し業績を悪化させる可能性があります。	定期的に原材料価格の変動を調査・注視しており、ショートインターバルで製品原価へ反映しています。また、為替リスクに対し、適宜、為替予約等によるリスクヘッジを行っています。
	原油価格の急激な変動などによるプロジェクトの凍結や為替レートの変動によりコストが増加し業績を悪化させる可能性があります。	市場の多様化を進めるとともに、当社製品の品質や技術力を優先していただける顧客へのシフトを進め、製品の信頼性を確保するために、単なる価格競争は回避します。なお、受注した案件については、為替リスクに対し、適宜、為替予約等によるリスクヘッジを行っています。
2 原材料・部品及び機器の調達難	原材料・部品及び機器の調達に支障をきたした場合、製品の製造や販売が困難となり、業績を悪化させる可能性があります。	常にサプライチェーンのリスクアセスメントを実施するとともに、代替え調達できるサプライヤーの確保も進めており、リスクの分散化を行っています。
3 海外事業に伴うリスク	国際情勢の変化による紛争の勃発や感染症などによりサプライチェーンの遮断やプロジェクトの遂行に支障が出るリスクがあります。	海外拠点や現地商社との情報交換やサプライチェーンの多様化を図ります。感染症等についてはIT機器の導入推進による業務継続などを対応策としています。

	項目	リスク	当社の対応
4	有価証券の保有に伴うリスク	<p>当社グループは、将来の資金需要に対する待機資金の有効活用のために、資金を有価証券として保有します。</p> <p>今後の経済情勢・株式市場・為替レートの動向によって有価証券の時価が下落し、営業外費用が増加した場合、業績を悪化させる可能性があります。</p>	<p>リスクを軽減するために、保有する有価証券については、選定方法を規程に定めており、外国為替レートの影響を受けない銘柄を選定することや保有期間の限定などの制限をしています。</p>
5	災害やインフラの障害に伴うリスク	<p>当社グループの事業所は、静岡県三島市にあり南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。</p> <p>大規模な自然災害に見舞われた場合には、操業に支障が生じ業績に影響する可能性があります。</p>	<p>事業継続対応については、BCP基本方針を定め、三島事業所が地震等により被害を受けた場合を想定し、同種の企業と緊急時相互支援協定を結んでいます。</p>
6	製品やサービスについて	<p>当社グループが提供する製品やサービスに重大な瑕疵や欠陥があった場合、多額の賠償の責任を負う可能性があり、それが業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。</p> <p>また、そのような事態が発生した場合には、当社グループに対する社会的評価及びブランド価値の低下を招き、売上を減少させる可能性があります。</p>	<p>当社グループが従来から取り組んでいる製品の品質保証活動とブランド意識向上に向けた取組みが不適合製品の減少に資することが確認できるため、引き続きこれらの活動に注力していきます。</p> <p>また、万一の無償保証工事費用の発生に備え、製品保証引当金を計上しています。</p>
7	法的規制等について	<p>当社グループは主に、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造販売をしており、通商、私的独占の禁止、知的財産、製造物責任、貿易及び外国為替管理、環境・リサイクル関連の法的規制を受けています。</p> <p>また、輸出先の各国においては輸出入規制、為替の決済規制等、さまざまな政府規制の適用を受けており、これらの規制の動きによっては業績に影響を及ぼす可能性があります。</p>	<p>当社グループ内において法令遵守の徹底を図るとともに、法令改正等には事前準備が出来るよう相談先を確保しています。</p>
8	新型コロナウイルス感染症について	<p>新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、当社グループ、顧客、取引先における事業活動の制限等の影響により、当社グループの業績等に影響が生じる可能性があります。</p>	<p>毎朝の検温、マスク着用、不要不急の外出、出張、会議、イベント参加等の延期や自粛、Web会議・電話会議の積極活用等を行うとともに、国内においてはテレワーク（在宅勤務等）、事務所内活動エリアの分散化等を実施しています。</p> <p>また、当社グループ製品の据付・試運転等を行う国内の現地工事サイトにおいても、関係省庁のガイドライン及び当社が設定した安全ルールを工事業者等、関係先と共有し、感染症防止対策を図っています。</p> <p>万一、当社グループの従業員等に感染者が発生した場合には、対応フローチャートおよび保健所等の関係機関の指示に従い、必要なアクションをとることとしています。</p>

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

①財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受けて各国で講じられた感染拡大抑制策の影響から第1四半期に大きく悪化しました。第2四半期に入ると一旦は持ち直したものの、より感染力の強い変異株の広がりに対する懸念などから、先行き不透明な状況が続きました。わが国経済においても、昨年4月に発出された緊急事態宣言により景気は急速に悪化し、その後、同宣言の解除により一旦回復の兆しが見られましたが、本年1月には緊急事態宣言が再発出されるなど、未だ感染収束の見通しが立たず、先行き不透明な状況が続いています。

このような中で、当社グループの当連結会計年度における受注額は、大型案件の受注が続いた官需部門が好調に推移したことから、前連結会計年度比105.6%の271億16百万円となりました。

また、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

(a) 財政状態

当連結会計年度末の資産合計は、前連結会計年度末に比べ33億94百万円増加し、306億45百万円となりました。

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ16億14百万円増加し、96億66百万円となりました。

当連結会計年度末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ17億80百万円増加し、209億79百万円となりました。

(b) 経営成績

売上高は、217億50百万円（前連結会計年度比110.6%）を計上しました。

利益については、営業利益は25億47百万円（同147.6%）、経常利益は27億7百万円（同147.6%）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億3百万円（同157.6%）となりました。

また、期末受注残高は254億6百万円（同126.8%）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、70億5百万円となり、前連結会計年度末より3億20百万円減少しました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、12億98百万円の増加（前年同期 キャッシュ・フローの増加6億52百万円）となりました。

これは、売上債権の増加18億15百万円、たな卸資産の増加5億61百万円、法人税等の支払額5億43百万円などの減少要因があったものの、税金等調整前当期純利益27億87百万円、仕入債務の増加8億40百万円、減価償却費4億86百万円などの増加要因が多かったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、10億33百万円の減少（前年同期 キャッシュ・フローの減少3億76百万円）となりました。

これは、投資有価証券の売却による収入3億63百万円などの増加要因があったものの、有形及び無形固定資産の取得による支出7億10百万円、投資有価証券の取得による支出6億80百万円などの減少要因が多かったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、5億87百万円の減少（前年同期 キャッシュ・フローの減少4億17百万円）となりました。

これは、配当金の支払3億83百万円、自己株式の取得による支出1億89百万円などによるものです。

③生産、受注及び販売の実績

当社グループは風水力機器の製造・据付・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

(a) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を部門区分別に示すと次のとおりです。

部門区分	生産高（百万円）	対前期増減率（％）
官需部門	15,264	15.3
国内民需部門	3,298	△23.4
海外部門	3,187	49.2
計	21,750	10.6

(注) 1 当社グループはすべて受注生産であるため、生産実績は販売実績と同一となっています。

2 金額は販売価格で記載しており、消費税等は含まれていません。

(b) 受注実績

当連結会計年度における受注実績を部門区分別に示すと次のとおりです。

部門区分	受注高（百万円）	対前期増減率（％）	受注残高（百万円）	対前期増減率（％）
官需部門	21,284	13.0	19,161	45.8
国内民需部門	2,986	△18.9	3,450	△8.3
海外部門	2,846	△9.8	2,794	△10.9
計	27,116	5.6	25,406	26.8

(注) 金額は販売価格で記載しており、消費税等は含まれていません。

(c) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を部門区分別に示すと次のとおりです。

部門区分	販売実績（百万円）	対前期増減率（％）
官需部門	15,264	15.3
国内民需部門	3,298	△23.4
海外部門	3,187	49.2
計	21,750	10.6

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれていません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高（百万円）	割合（％）	販売高（百万円）	割合（％）
東京都	2,596	13.2	2,952	13.6
榊守谷商会	2,663	13.5	2,331	10.7

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりです。
なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(a) 財政状態の状況に関する認識及び分析・検討内容

(資産)

当連結会計年度末の総資産は前連結会計年度末に比べ33億94百万円増加し、306億45百万円となりました。

これは、現金及び預金の減少3億31百万円などがあったものの、受取手形及び売掛金の増加18億6百万円、投資有価証券の増加6億7百万円、仕掛品の増加5億53百万円、建物及び構築物（純額）の増加3億2百万円などがあったことによるものです。

(負債)

当連結会計年度末の総負債は前連結会計年度末に比べ16億14百万円増加し、96億66百万円となりました。

これは、退職給付に係る負債の減少1億96百万円などがあったものの、支払手形及び買掛金の増加8億45百万円、未払法人税等の増加3億57百万円などがあったことによるものです。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は前連結会計年度末に比べ17億80百万円増加し、209億79百万円となりました。これは、自己株式の取得による減少1億89百万円などがあったものの、利益剰余金の増加16億20百万円、退職給付に係る調整累計額の増加1億62百万円、その他有価証券評価差額金の増加1億35百万円などがあったことによるものです。

(b) 経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高)

売上高については、国内民需部門については、大型案件の売上が多かった前年度に比べて32億98百万円（前連結会計年度比76.6%）と減少したものの、官需部門と海外部門は期初の受注残高が豊富であったことや年度の早い時期に大型案件の受注が多かったことなどから、官需部門は152億64百万円（同115.3%）、海外部門は31億87百万円（同149.2%）と、それぞれ前連結会計年度に比べ大きく増加しました。その結果、売上高は217億50百万円（同110.6%）となりました。

(売上総利益)

売上総利益については、前連結会計年度に比べ売上高が増加したことに加え、生産本部における設計の最適化、出図工程の早期化及び生産工程の改善による生産性向上並びに調達改善による原価低減効果などから、56億38百万円（前連結会計年度比118.9%）と大幅に増加しました。その結果、売上総利益率は25.9%（前連結会計年度から1.8ポイント増加）になりました。

(営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、荷造運送費や旅費交通費・通信費などの減少があったものの、給与手当・賞与等や役員賞与引当金繰入額、研究開発費などの増加により、30億90百万円（前連結会計年度比102.5%）と若干の増加となりました。

その結果、当連結会計年度の営業利益は、25億47百万円（同147.6%）となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、投資有価証券売却益などの増加があったことにより33百万円増加し、2億11百万円（前連結会計年度比119.1%）となりました。営業外費用は、寄付金などの増加があったものの、投資有価証券評価損などの減少があったため17百万円改善し、51百万円（同74.1%）となりました。

その結果、当連結会計年度の経常利益は、27億7百万円（同147.6%）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度において、投資有価証券売却益80百万円を特別利益で計上しています。

また、当連結会計年度における法人税等については、課税所得の増加による法人税、住民税及び事業税の増加などがあったことから2億21百万円増加し、7億84百万円（前連結会計年度比139.3%）となりました。

その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、7億32百万円増加し、20億3百万円（同157.6%）となりました。

当社グループ製品の供給先は公共インフラ設備向けの割合が高いことなどから、現状では新型コロナウイルス感染症の世界的流行による需要減少の影響は軽微であると認識しています。今後の収束状況によっては、当社グループ、顧客、取引先における事業活動の制限等の影響により、主に国内民需・海外向けにおいて当社グループの業績等に影響が生じる可能性があります。今後も感染症防止対策を図りながら、収束状況に応じたベンダーの確保等、サプライチェーンからの影響を出来る限り抑えるなどして事業継続態勢の確保に努めてまいります。

上記認識のもと、官需部門における営業については、お客様に対して業界をリードする機軸計画などを積極的に提案し、大型案件の受注に注力するとともに、ビジネスパートナーとの連携を深め、公共インフラ分野でのシェアの拡大を目指してまいります。国内民需および海外部門における営業については、DMWブランドの浸透を図るために、得意分野である海水ポンプ市場を中心に大型案件の受注を目指すとともに、既納製品の修理・改善では、お客様のニーズに沿った提案を行うストックビジネスを推進してまいります。海水淡水化ビジネスについて

は、これまで納めた製品の実績データを活用し、他社と比較した当社の優位性をPRすると共に新たな販売網の確立を図り、第4のビジネスとして当社及び当社製品の知名度をアップさせてまいります。また、世界中で脱炭素社会の実現が求められる中、省エネルギーに直接貢献できる高効率の当社製品の販売を推進し、SDGsへの取り組みを通じて、環境負荷の低減による気候変動抑制への寄与、国際社会への貢献、地域社会との共存を目指してまいります。

(c) セグメントごとの財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループは風水力機器の製造・据付・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

資本の財源及び資金の流動性にかかる情報につきましては、次のとおりです。

(資金需要)

当社グループの資金需要は主に運転資金需要と設備資金需要です。

運転資金需要は、当社グループの売掛債権の入金時期が期末前後に集中する季節性を有することから、期中の労務費や社外流出費などの支払資金が不足した場合に備えるための短期的な需要です。設備資金需要は、主として生産設備の新設や老朽更新、研究開発費などによる資金需要です。

(財務政策)

資金需要については、フリー・キャッシュ・フローの累積である内部留保資金で賄うことを基本としています。資金の流動性については、資金の元本確保を優先した運用により、運転資金や不測の事態にも機動的に対応できる手元流動性を確保することを基本としています。また、長期的に運用可能な待機資金については、リスク及び投資効率を考慮した株式・債券・投資信託による運用を行うこととしています。

③経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

「中期経営計画2022 D-Active」の向こう2カ年を通して達成を目指す連結経営数値目標は次のとおりです。

	2022年度	(見直し前)
受注高	250億円	(230億円)
営業利益	25億円	(20億円)
売上高営業利益率	11%	(10%)
ROE	9%	(7%)

④重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されています。この連結財務諸表の作成にあたって、決算日における資産・負債の報告数値及び偶発債務の開示、並びに報告期間における収入・費用の報告数値に与える見積り及び仮定設定を行わなければなりません。経営陣は貸倒債権、たな卸資産、投資有価証券、法人税等、退職金、財務活動、偶発事象や訴訟等に関する見積り及び判断に対しては、継続して評価を行っています。経営陣は過去の実績等を斟酌し、より合理的と考えられる方法により見積り及び判断を行っています。実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループは、特に以下の重要な会計方針が、連結財務諸表の作成において重要な判断と見積りに大きな影響を及ぼすと考えています。

(a) 収益の認識

当社グループは、連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。また、その他の契約については工事完成基準を適用しています。工事進行基準適用契約の売上高算定の基礎となる進捗率は、総製造原価の見積額を基にしています。

(b) 受注損失引当金

当社グループは、連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な受注工事物件について、損失見込額を受注損失引当金として計上しています。受注工事物件の採算性が悪化した場合、追加引当が必要となる可能性があり、利益を減少させることになります。

(c) 製品保証引当金

当社グループは、完成後の工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。工事完成後、想定した額を上回る無償保証工事費用が発生した場合、利益を減少させることになります。

(d) 貸倒引当金

当社グループは、顧客等の支払不能時に発生する損失の見込額について、貸倒引当金を計上しています。顧客等の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

(e) 繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産についてスケジューリング不能及び回収可能性が低いと思われる場合は、評価性引当額を計上しています。評価性引当額の計上額算定に当たっては、回収可能性並びに将来の課税所得を慎重に判断し、将来回収できないと判断した場合、当該判断を行った期間に繰延税金資産の調整額を費用として計上します。同様に、将来回収できると判断した場合、繰延税金資産への調整額により当該判断を行った期間に利益を増加させることになります。

(f) 退職給付費用

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、退職給付債務を計上していますが、退職給付費用及び債務は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されています。これらの前提条件には、割引率・将来の給与水準・退職率・死亡率・運用収益率等があります。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、その影響は累積され、将来にわたって規則的に認識されるため、一般的には将来期間において認識される費用に影響を与えません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

世界最高水準の流体機械を国内外の風水力機械マーケットに供給するため、積極的に研究開発活動を行っています。当連結会計年度における主要テーマは、新製品開発と高性能化、信頼性向上を図るための研究です。新製品開発としては、新型排水ポンプの開発等に取り組んでいます。更に流れ解析、強度解析を用いて製品の高速小型化、信頼性向上を図るための研究、環境保護に繋がる新たな軸受等の要素開発を積極的に進めています。

当連結会計年度の研究開発費の投入額は253百万円となっています。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

設備投資の総額は908百万円であり、主なものは三島事業所技術研究所の新設428百万円、同事業所工場機械設備新設及び改修127百万円などです。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりです。

当社グループは、風水力機器の製造・据付・販売事業の単一セグメントであるため、セグメント情報は記載していません。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
		建物 及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
三島事業所 (三島市)	ポンプ、送風機、バルブ、その他製品の製造設備等	2,368	749	67 (88,017)	26	166	3,378	330 (86)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでいません。
 2. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しています。
 3. 現在休止中の主要な設備はありません。

(2) 国内子会社

製造に係る主要な設備はありません。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)						従業員数 (人)
			建物及び構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
DMW インド社	インド工場 (プネ市)	ポンプ、その他製品の製造設備等	174	109	— (—)	—	82	366	23 (4)

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでいません。
 2. 帳簿価額のその他については、借地権(69百万円)が含まれています。
 3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しています。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画については、生産設備の増強を中心に既存設備の維持・更新を総合的に勘案して策定しています。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,107,600
計	19,107,600

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年6月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,776,900	4,776,900	東京証券取引所 (市場第二部)	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式で、 単元株式数は100株で す。
計	4,776,900	4,776,900	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

2007年11月1日付で実施した株式分割(1:3)により、発行済株式総数は1,592千株から3,184千株増加し、4,776千株となっています。

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2007年11月1日	3,184	4,776	—	810	—	28

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	11	18	125	18	1	2,919	3,092	—
所有株式数（単元）	—	6,934	286	12,820	885	—	26,777	47,702	6,700
所有株式数の割合（%）	—	14.54	0.60	26.88	1.86	—	56.12	100.00	—

（注）1 自己株式546,252株は、「個人その他」に5,462単元（546,200株）、「単元未満株式の状況」に52株含まれています。

2 証券保管振替機構名義の株式400株は、「その他の法人」に4単元含まれています。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（百株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社GM INVESTMENTS	東京都中央区八重洲1丁目4番22号	5,069	11.98
電業社取引先持株会	静岡県三島市三好町3番27号	2,315	5.47
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 株式会社日本カストディ銀行）	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号 （東京都中央区晴海1丁目8番12号）	1,758	4.16
光通信株式会社	東京都豊島区西池袋1丁目4番10号	1,509	3.57
株式会社明電舎	東京都品川区大崎2丁目1番1号	1,275	3.01
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	1,215	2.87
一般財団法人生産技術研究奨励会	東京都目黒区駒場4丁目6番1号	1,200	2.84
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	1,045	2.47
水道機工株式会社	東京都世田谷区桜丘5丁目48番16号	706	1.67
株式会社鶴見製作所	大阪府大阪市鶴見区鶴見4丁目16番40号	652	1.54
計	—	16,744	39.58

（注）上記のほか、自己株式が5,462百株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 546,200	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,224,000	42,240	同上
単元未満株式	普通株式 6,700	—	—
発行済株式総数	4,776,900	—	—
総株主の議決権	—	42,240	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が400株(議決権4個)含まれています。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式52株が含まれています。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社電業社機械製作所	東京都大田区大森北 1丁目5番1号	546,200	—	546,200	11.43
計	—	546,200	—	546,200	11.43

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年8月25日)での決議状況 (取得期間 2020年8月26日~2020年8月26日)	72,000	208,872,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	65,200	189,145,200
残存決議株式の総数及び価額の総額	6,800	19,726,800
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	9.4	9.4
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	9.4	9.4

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	125	402,030
当期間 (2021年4月1日から2021年6月29日) における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間 (自 2021年4月1日 至 2021年6月29日)	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
保有自己株式数	546,252	—	546,252	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれていません。

3 【配当政策】

当社グループは、従来から安定的な経営成績の確保と経営基盤の維持増強に努めています。株主に安定的な配当をすることを基本に、当社グループで持つ経営資源を効果的に活用することにより、一層収益力の向上と経営基盤の安定・強化に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

これらの剰余金の配当の決定機関は、取締役会としています。当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めています。

内部留保資金については、事業拡大に向けての設備投資資金、製品開発やコスト削減にむけた研究開発投資資金、新規顧客・分野への営業投資資金等今後の成長の重要な原資として活用します。

当期の配当金については、中間配当1株当たり45円(創立65周年記念配当2円50銭を含む。)に加え、期末配当1株当たり65円(前期実績45円)としました。これにより、当期の年間配当金は1株当たり110円となり、前期実績から25円増配となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2020年11月13日 取締役会決議	190	45.00
2021年5月24日 取締役会決議	274	65.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社グループ及び当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、会社が持続的に成長することや中長期的な企業価値を向上させるためには、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する以下の原則を適切に実践することが重要だと考え、これらのコーポレートガバナンスの充実に図り、当社が良き企業市民として社会・地域と共存し価値ある会社となることを基本的な考え方としています。

(ア)株主の権利・平等性を確保すること

(イ)株主以外のステークホルダーとの適切な協働を図ること

(ウ)適切な情報開示と透明性を確保すること

(エ)取締役会が、(a)企業戦略等の大きな方向性を示すこと、(b)取締役に適切にリスクテイクを支える環境整備を行うこと、(c)独立した客観的な立場から、取締役に對する実効性の高い監督を行うこと等の役割・責務を適切に果たすこと

(オ)株主との建設的な対話を行うこと

②企業統治の体制の概要及び当該企業統治の体制を採用する理由

(ア)企業統治の体制の概要

(a)組織形態

当社は、監査等委員会設置会社です。

(b)取締役会

取締役会は、監査等委員でない取締役6名（うち社外取締役2名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の計9名で構成されており、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督を行うため、毎月定期に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しています。

(c)監査等委員会

監査等委員会は3名（うち社外取締役2名）で構成され、監査等委員である取締役は、監査等委員会で定めた監査等委員会監査等基準、監査計画に基づき、取締役会における議決権行使や業務執行状況の監督、工場・営業拠点等の社内各部門への業務監査、子会社監査等の実施を通し、監査等委員でない取締役の職務執行についての適法性・妥当性等について監査を行っています。

(d)経営戦略会議

中期経営計画の策定または時宜にかなった経営テーマの選択・討議を行う場として、年4回開催しています。

(e)利益計画会議

年度予算の策定及び執行状況の確認を行う場として、年4回開催しています。

(f)執行役員会

業務執行状況の報告、指示を行う場として原則月2回開催しています。

(g)指名委員会

監査等委員でない取締役候補者の指名に関しては、社長を委員長としその他2名の取締役（うち1名は社外取締役）で構成される指名委員会において、候補者の経歴・業績・適性等について審議検討し、社外取締役である委員の同意を得て決定した答申内容を取締役会にて決定します。監査等委員である取締役候補者の指名に関しては上記指名委員会にて、候補者の経歴・業績・適性等について審議検討し、社外取締役である委員の同意を得て決定した答申内容を、監査等委員会の同意を得て、取締役会にて決定します。

(h)報酬委員会

監査等委員でない取締役の報酬については、株主総会で決議された年間報酬総額の範囲内で、取締役会からの委任に基づき、社長を委員長としその他2名の取締役（うち1名は社外取締役）で構成される報酬委員会にて、社外取締役である委員の同意を得て決定します。

なお、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された年間報酬総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

機関ごとの構成員は次のとおりです。（◎は議長等、機関の長を示します。）

役名	氏名	取締役会	監査等委員会	経営戦略会議	利益計画会議	執行役員会	指名委員会	報酬委員会
代表取締役社長 最高執行役員社長	村林秀晃	◎		◎	◎	◎	◎	◎
取締役 上席常務執行役員	彦坂典男	○		○	○	○	○	○
取締役 常務執行役員	稲垣 晃	○		○	○	○		
取締役 上席執行役員	濱田耕一	○		○	○	○		
社外取締役	上地崇夫	○		○			○	
社外取締役	杉井 守	○		○				○
取締役 常勤監査等委員	鯉沼博行	○	◎					
社外取締役 監査等委員	住田知正	○	○					
社外取締役 監査等委員	多田 修	○	○					
上席執行役員	山岸嗣宏			○	○	○		
執行役員	青山匡志			○	○	○		
執行役員	原 広志			○	○	○		
執行役員	永田元彦			○	○	○		
子会社社長	3名			○	○			

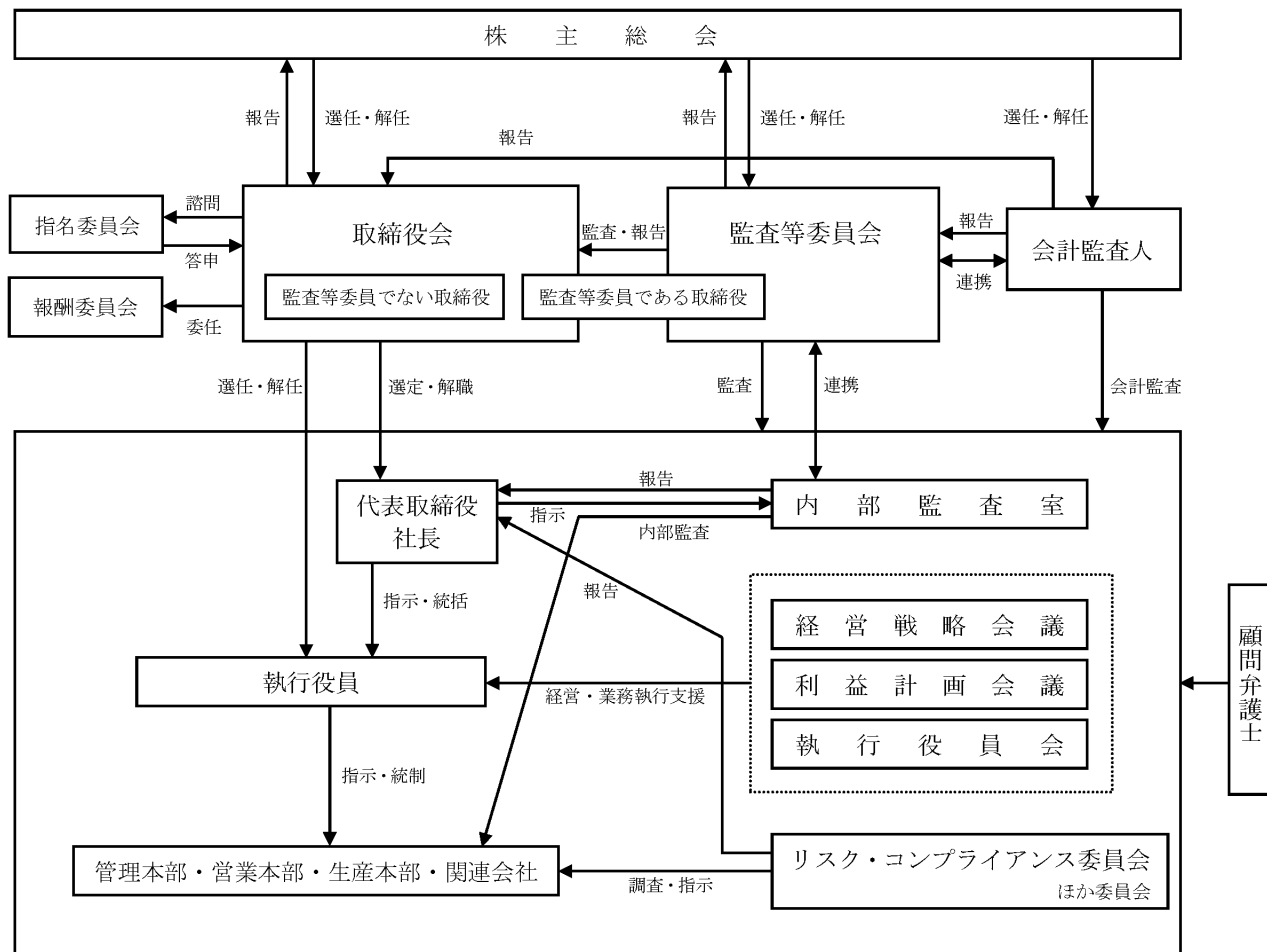
(イ) 上記企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの更なる充実を図ることにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社制度を採用しています。

当社の企業統治の体制においては、当社グループの事業に精通した取締役と独立性の高い社外取締役によって構成される取締役会が取締役の職務の執行に対する監督機能を担うことが有効であると考えています。また当社は、執行役員制度の導入により取締役員数の絞り込みを行い、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図っています。

監査等委員会監査については、経営監視機能としての客観性及び中立性を十分備えた監査等委員である社外取締役と当社グループの事業に精通した常勤監査等委員である取締役との組み合わせが、監査をより有効に働かせるものであると考えています。

(ウ)図表



③企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社及び当社子会社の内部統制システムの整備の状況は次のとおりです。

(a) 「当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

(I) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「電業社グループ行動指針」を定め、それを当社グループ全役員に周知徹底させる。

なお、「電業社グループ行動指針」に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える全ての反社会的勢力とは一切関係をもたない。」と定め、反社会的勢力に対しては組織的に対応する。

(II) リスク・コンプライアンス担当取締役を置き、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、定期的にリスク・コンプライアンス・マネジメント・プログラムを策定し、それを実施する。

(III) 当社グループの取締役及び使用人に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。

(b) 「取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

重要な意思決定及び報告等、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、「取締役の業務に係る保存文書管理規程」に従い、確実に保存及び管理する。

(c) 「当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制」

(I) 当社グループにおける損失の危険を適切に管理するため、リスクの類型に応じ部門・委員会等が所掌に応じて対処し、リスク・コンプライアンス委員会が全社の指導・統制を行う。

(II) 損失の危険が顕在化し、経営危機が発生した場合には、「危機対処規程」に従い迅速かつ適切に対処する。

(III) 損失の危険の管理に関する規程、もしくはその体制にかかる社内規程・運用等を定期的に見直し、整備する。

- (d) 「当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」
- (I) 執行役員制度の導入（当社）、取締役員数の絞り込みにより、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化を図る。
- (II) 当社グループの中期経営計画及び年次計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、当社の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）及び子会社の取締役ごとに業績目標を明確化する。
- (III) 業績目標の進捗は当社取締役会等にてフォローアップを行う。
- (e) 「当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」
- 当社は、子会社管理規程に基づき、子会社の重要事項については当社への報告を義務付ける。
- (f) 「監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項」
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会と協議のうえ、適宜、必要な人員を配置する。
- (g) 「前号の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項」
- 監査等委員会を補助すべき使用人を置いた場合は、当該使用人にかかる人事異動、考課、懲戒等に関しては、事前に監査等委員会に通知し同意を得るものとする。
- (h) 「監査等委員会の(f)の使用人に対する指示の実効性確保に関する事項」
- 監査等委員会を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査等委員会監査に必要な適法範囲の調査・情報収集を行う権限を有する。
- (i) 「取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制」
- (I) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
- (II) 社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査等委員会への通報ラインも整備する。
- (III) 各部門を統括する取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員会に、定期的または不定期的に担当する部門のリスク・コンプライアンス管理体制及びその状況について報告する。
- (j) 「子会社の取締役等、監査役等及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制」
- (I) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるような事項が発生したまたは発生する恐れがあるとき、取締役、監査役及び使用人による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査等委員会に報告する。
- (II) 社内通報ラインを整備するとともに、前項の報告のため、監査等委員会への通報ラインも整備する。
- (III) 子会社を統括する取締役は監査等委員会に、定期的又は不定期的に子会社のリスク・コンプライアンス管理体制及びその状況について報告する。
- (k) 「監査等委員会へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
- 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人が監査等委員会に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役または使用人に対して不利益な取扱いを行わないこととし、「電業社グループ行動指針」にその旨明記する。また、当該報告した者への取扱状況は監査等委員会の求めに応じ適宜報告する。
- (l) 「監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項」
- 監査等委員がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、速やかに対応する。
- (m) 「その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」
- (I) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の監査等委員会監査に対する理解を深め、監査等委員会監査の環境を整備するよう努める。
- (II) 代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(n) 「財務報告の信頼性を確保するための体制」

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針書」に基づき業務を運用する。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンス推進のため、コンプライアンスの基本ルールとして「電業社グループ行動指針」を定めており、その内容は社会ルールの理解と遵守、持続可能な社会の実現への取り組み、人権の尊重、働きやすい環境の確立、有用な製品・サービスの提供、株主との関係、自由で公正な事業活動、会社資産の保全、情報の取扱い、環境への取り組み及びその実施体制等により構成されています。本行動指針を当社グループの役員及び従業員への周知・徹底を図ることで、リスク・コンプライアンス管理体制の一層の強化に努めています。

具体的な取組状況については以下のとおりです。

(a) リスク・コンプライアンス委員会による「リスク・コンプライアンス・マネジメント・プログラム」の運用

コンプライアンスにかかわる各部門別の具体的な取組みを計画的に進めると共に進捗管理を徹底すべく、2004年6月から、リスク・コンプライアンス委員会による「リスク・コンプライアンス・マネジメント・プログラム」の運用を開始し、リスク・コンプライアンスへの取組みに対する継続的なマネジメント体制の構築を図っています。

また、特に営業業務にかかる法令遵守を当社グループの全従業員に徹底させるため、「公正な事業活動のための行動基準」を営業本部コンプライアンス担当部門が全従業員に周知徹底し、違反行為の未然防止に努めています。

(b) 法律実務研修会の実施

全管理職を対象とした法律実務に関する研修会を顧問弁護士等を講師として、2002年度より毎年実施しており、リスク・コンプライアンス体制の一層の強化に努めています。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としています。

(エ) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社およびすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役を被保険者とした改正会社法(2021年3月1日施行)第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担する事となった争訟費用及び損害賠償金等を補填の対象としています。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

(オ) 取締役の定数

当社の監査等委員でない取締役は7名以内、監査等委員である取締役は4名以内とする旨定款に定めています。

(カ) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、累積投票によらないものとする旨定款に定めています。

また、監査等委員でない取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。

(キ) 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項

剰余金の配当等

当社は、自己株式の取得、剰余金の配当等、会社法第459条第1項に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めています。これは、機動的な資本政策及び配当政策を行うことを目的とするものです。

(ク) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めています。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(ケ) 会社の支配に関する基本方針

(A) 基本方針の内容

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式等の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式等の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式等の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をするために必要な時間や情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式等の大規模買付提案者との交渉を行う必要があると考えています。

(B) 基本方針の実現に資する取組みの概要

当社は、当社グループの企業価値向上を実現するための直近の中期経営計画を実施し、推進しています。

また、当該中期経営計画期間及びそれ以降についても引続き時々の経営課題に対処し、コーポレート・ガバナンスの強化にも取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

(C) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）の継続について株主の皆様のご承認を受けています。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様にご適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

本プランの概要は以下のとおりです。

なお、本プランの全文は、次の当社ウェブサイトに掲載しています。

<https://www.dmw.co.jp/>

(a) 対象となる大規模買付け等

本プランは以下の(I)又は(II)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付け等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付け等を行い、又は行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

(I) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け

(II) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等に対し当該買付者等が大規模買付け等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）の提出を求めます。

(c) 本必要情報の提供

上記(b)の意向表明書の提出があった場合には、買付者等に対し、大規模買付け等に対する株主及び投資家の皆様のご判断、並びに、当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）の日本語での提供を求めます。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に速やかに提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を買付者等に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示します。

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付け等の評価の難易度等に応じて、以下の(Ⅰ)又は(Ⅱ)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

(Ⅰ) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間

(Ⅱ) その他の大規模買付け等の場合には最大90日間

ただし、上記(Ⅰ)(Ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は、取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を買付者等に通知すると共に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間とします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付け等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

(e) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(d)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとします。

(Ⅰ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当該大規模買付け等を当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであるとし、原則として当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(Ⅱ) 買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告します。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該大規模買付け等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、例外的に、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告することがあります。

なお、独立委員会は、対抗措置発動に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(f) 取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、上記(e)に定める独立委員会の勧告を最大限尊重し、かかる勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとします。

なお、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、当該発動に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議します。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、また株主意思確認総会を実施した場合には、投票結果その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示します。

(g) 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記(f)の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付け等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとします。

(h) 大規模買付け等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付け等を開始することはできないものとします。

(i) 対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(f)に記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うこととします。

(j) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2024年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(D) 上記(C)の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えています。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

(b) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、または当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、当社取締役会が、株主の皆様のために買付者等との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(c) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会における株主の皆様のご承認を条件に継続するものであり、ご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様が意思が十分反映される仕組みとなっています。

(d) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置しています。当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議等に際して独立委員会の勧告を最大限尊重します。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(e) 合理的かつ客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(f) デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(2) 【役員の状況】

①役員一覧

2021年6月29日現在の取締役の状況は次のとおりです。

男性9名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役社長 最高執行役員社長	村林 秀晃	1953年1月29日生	1973年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 2013年4月 当社上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 2013年6月 当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括兼生産本部プラント建設部長 2013年10月 当社取締役、上席執行役員、生産本部生産部・プラント建設部統括 2015年6月 当社取締役、上席執行役員、生産本部副本部長、生産本部生産部・プラント建設部統括 2016年4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 2018年4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長 2020年4月 当社代表取締役社長、最高執行役員社長 現在に至る	(注) 2	120
取締役 上席常務執行役員 管理本部長 経営政策室・関連会社統括	彦坂 典男	1959年2月9日生	1982年3月 当社入社 2011年4月 当社執行役員、営業本部産業システム営業部統括兼営業本部産業システム営業部長 2011年5月 当社上席執行役員、営業本部長 2011年6月 当社取締役、上席執行役員、営業本部長 2012年4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長 2017年4月 当社取締役、常務執行役員、営業本部長、社会システム・支店/営業所統括 2018年4月 当社取締役、上席常務執行役員、生産本部長 2019年4月 当社取締役、上席常務執行役員、管理本部長、経営政策室・関連会社統括 現在に至る	(注) 2	114

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役 常務執行役員 生産本部長	稲垣 晃	1960年1月7日生	1984年4月 当社入社 2011年4月 当社生産本部水力機械設計部長 2013年4月 当社執行役員、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括兼生産本部水力機械設計部長 2013年10月 当社執行役員、生産本部水力機械設計部・気体機械設計部・技術研究所統括兼生産本部技術研究所長 2015年4月 当社執行役員、管理本部総務部統括兼経営戦略室長 2017年4月 当社上席執行役員、管理本部長兼経営戦略室長、関連会社統括 2017年6月 当社取締役、上席執行役員、管理本部長兼経営戦略室長、関連会社統括 2018年4月 当社取締役、上席執行役員、管理本部長、経営戦略室・関連会社統括 2019年4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 2020年4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長兼生産部長 2021年4月 当社取締役、常務執行役員、生産本部長 現在に至る	(注) 2	62
取締役 上席執行役員 営業本部長	濱田 耕一	1957年11月12日生	1981年4月 当社入社 2007年4月 当社営業本部海外部長 2011年4月 当社執行役員、営業本部海外部・海外戦略室統括兼営業本部海外部長 2013年4月 当社執行役員、営業本部海外部・海外戦略室・産業システム技術部統括兼営業本部海外部長 2016年4月 当社上席執行役員、営業本部産業システム営業部・産業システム技術部統括兼営業本部海外部長 2017年4月 当社上席執行役員、営業本部海外・産業システム統括 2020年4月 当社上席執行役員、営業本部長 2020年7月 当社取締役、上席執行役員、営業本部長 現在に至る	(注) 2	56
社外取締役	上地 崇夫	1952年1月8日生	1975年4月 千代田化工建設株式会社入社 1998年4月 同社中近東・アフリカ営業部長 2002年10月 同社海外営業本部長 2004年1月 同社調達本部長 2007年6月 同社執行役員 業務統括 2008年7月 同社執行役員 海外営業統括 2011年4月 同社常務執行役員 技術開発事業部門副本部長兼事業開発本部長 2014年4月 同社専務執行役員 プロジェクト開発事業本部長 2015年4月 同社顧問 2016年4月 同社特任顧問 2016年6月 当社社外取締役 現在に至る 2017年3月 千代田化工建設株式会社特任顧問退任 現在に至る	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
社外取締役	杉井 守	1953年11月5日生	1974年4月 株式会社明電舎入社 2006年1月 株式会社AEパワーシステムズ執行役員 スイッチギヤ事業部長 2012年4月 株式会社明電舎常務執行役員 変電・配電製品主管 2013年4月 同社専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア社長兼明電シンガポール社長 2013年6月 同社取締役、専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア社長兼明電シンガポール社長 2015年4月 同社取締役、専務執行役員 変電・配電製品主管 明電アジア会長兼明電シンガポール会長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社顧問 2019年3月 同社顧問退任 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役 現在に至る	(注) 2	—
取締役 (常勤監査等委員)	鯉沼博行	1954年6月2日生	1975年3月 当社入社 2008年4月 当社営業本部社会システム営業部長 2010年5月 当社執行役員、営業本部社会システム営業部長、支店／営業所統括 2013年4月 当社上席執行役員、営業本部社会システム営業部・支店／営業所・社会システム技術部統括兼社会システム営業部長 2017年4月 当社上席主幹、営業本部社会システム・支店／営業所統括補佐 2017年10月 当社上席主幹、内部監査室兼営業本部社会システム営業部 2018年4月 当社上席主幹、内部監査室 2018年6月 当社常勤監査役 2019年6月 当社取締役 (常勤監査等委員) 現在に至る	(注) 3	35
社外取締役 (監査等委員)	住田 知正	1951年8月16日生	1975年4月 株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行 1984年10月 同行米国シカゴ支店支店長代理 1993年10月 同行国際資金為替部資金グループ次長 1996年11月 同行米国ニューヨーク支店副支店長兼為替資金米州室長 2000年11月 同行為替資金部副部长 2002年3月 同行市場事務部部长 2004年6月 同行退職 日本梱包運輸倉庫株式会社常勤監査役 (社外監査役) 2012年6月 日本梱包運輸倉庫株式会社常勤監査役 (社外監査役) 退任 当社社外監査役 2019年6月 当社社外取締役 (監査等委員) 現在に至る	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
社外取締役 (監査等委員)	多田 修	1952年9月26日生	1981年11月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1985年8月 公認会計士登録 1997年5月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）社員 2003年5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2008年7月 新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー 2014年6月 同監査法人退職 2014年7月 多田修公認会計士事務所開業 現在に至る 2016年6月 大和ハウスリート投資法人監督役員 当社社外監査役 2016年9月 大和ハウスリート投資法人監督役員退任 ジェイレックス・コーポレーション株式会社取締役（監査等委員） 現在に至る 2019年6月 当社社外取締役（監査等委員） 現在に至る	(注) 3	—
計					387

- (注) 1 取締役 上地崇夫、杉井 守、住田知正、多田 修の各氏は、社外取締役です。
 2 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 3 2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。
 4 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しています。補欠の監査等委員である取締役の略歴は以下のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (百株)
伴 鋼 造	1955年8月30日生	1981年4月 中部電力株式会社入社 2014年6月 同社取締役 専務執行役員 発電本部長 2015年4月 同社取締役 専務執行役員 燃料部、国際事業部統括、発電本部長 2016年4月 同社取締役 専務執行役員 発電カンパニー社長、燃料部、国際事業部統括、発電本部長 2016年7月 同社取締役 専務執行役員 発電カンパニー社長 2018年4月 同社取締役 2018年6月 同社取締役退任 株式会社中部プラントサービス 代表取締役社長 社長執行役員 2021年3月 同社代表取締役社長 社長執行役員退任 現在に至る	—

- 5 当社は業務運営の一層の強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は8名で構成されています。

(ご参考) 2021年6月29日現在の執行役員の陣容は次のとおりです。

役名	氏名	職名
※最高執行役員社長	村 林 秀 晃	
※上席常務執行役員	彦 坂 典 男	管理本部長 経営政策室・関連会社統括
※常務執行役員	稲 垣 晃	生産本部長
※上席執行役員	濱 田 耕 一	営業本部長
上席執行役員	山 岸 嗣 宏	営業本部社会システム統括
執行役員	青 山 匡 志	生産本部プラント建設統括 兼 生産部長
執行役員	原 広 志	生産本部品質保証統括 兼 資材部長
執行役員	永 田 元 彦	営業本部産業システム統括 兼 海外部長

(注) ※印の各氏は、取締役を兼務しています。

②社外役員の状況

当社の取締役9名のうち4名が社外取締役（うち監査等委員である社外取締役2名）です。

当社は社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員に関する判断基準を参考にしています。

(ア)社外取締役上地崇夫氏は、総合エンジニアリング会社の執行役員として海外部門の営業、事業の開発等を統括された豊富な経験と高い見識を有しているため、当社取締役会において、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を行っていただけるものと判断し選任しています。

同氏は、当社の取引先である千代田化工建設株式会社出身です。同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響力を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断しています。また、当社と同社との間に人的関係、資本的関係その他利害関係はありません。以上から同氏は当社からの独立性を有していると考えています。

(イ)社外取締役杉井 守氏は、電気機器メーカーにおける企業経営全般にかかわる豊富な経験と見識、ならびに同社における豊富な海外展開の経験に基づく幅広い視野を客観的な立場から当社取締役会における適切な意思決定及び経営監督に活かしていただけるものと判断し選任しています。

同氏は、当社の取引先である株式会社明電舎出身です。同社と当社との間には取引関係がありますが、同氏は当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響力を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断しています。また、当社と同社との間に人的関係、資本的関係その他利害関係はありません。以上から同氏は当社からの独立性を有していると考えています。

(ウ)監査等委員である社外取締役住田知正氏は、長年にわたる金融機関での業務経験及び企業財務に関する知見を有しており、また他社の社外監査役としての豊富な経験を有していることから、客観的な幅広い意見をを得ることを目的に選任しています。

同氏は当社の取引先である株式会社三菱UFJ銀行出身ですが、2004年6月に同行の前身である株式会社東京三菱銀行を退職しています。同行と当社との間には取引関係がありますが、同氏は当社における事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響力を与え得る取引関係がある取引先の出身者には該当しないと判断しています。また、当社と同社との間に人的関係、資本的関係その他利害関係もありません。同氏は、日本梱包運輸倉庫株式会社の社外監査役でしたが、当社と同社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。以上から同氏は当社からの独立性を有していると考えています。

(エ)監査等委員である社外取締役多田 修氏は、公認会計士として培われた専門的知識・経験を有していることから、当社の監査体制に活かしてもらうために選任しています。

同氏は、当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人出身ですが、2014年6月に同監査法人の前身である新日本有限責任監査法人を退職しています。

当社から同監査法人に支払われた当連結会計年度に係る監査報酬は34百万円です。当該監査報酬は同監査法人にとって、日本公認会計士協会の定める独立性に関する指針に照らして多額の金銭その他の財産にはあたらないと判断していることから、同氏は当社から多額の金銭その他の財産を得ている監査法人の出身者には該当しないと判断しています。また、当社と同監査法人との間に人的関係、資本的関係その他利害関係はありません。

同氏は、ジェイレックス・コーポレーション株式会社の監査等委員である取締役ですが、当社と同社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

同氏は、大和ハウスリート投資法人（現大和ハウス・レジデンシャル投資法人）の監督役員でしたが、当社と同社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。以上から同氏は当社からの独立性を有していると考えています。

③社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査に関する事項について、取締役会等において報告を受けることとしています。また、監査等委員である社外取締役は監査等委員会の構成員として、内部監査室や会計監査人との情報共有や意見交換を行い、また内部統制部門に対する監査を通して、自らの知見を生かした監査の実効を上げています。

(3) 【監査の状況】

①監査等委員会監査の状況

(a) 組織、人員

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名と社外監査等委員2名から構成されています。当社監査等委員会は、最低1名は財務及び会計に関して相当程度の知見を有するものを含めることとしており、また社外監査等委員候補者については、法律もしくは企業財務に関する高度な知見を有することを基軸に選定することとしています。

なお、社外監査等委員である多田 修氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(b) 監査等委員会の活動状況

監査等委員会は、定められた監査等基準に則り、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、取締役及びリスク・コンプライアンス委員会に出席し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する報告を受け必要に応じて説明を求め、執行役員会議及び利益計画会議等の重要な会議の議事録、稟議書等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店、三島事業所において業務及び財産の状況を調査しています。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けています。

監査等委員会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。当事業年度においては、18回開催され、監査等委員会の主な検討事項は、監査計画の審議、会計監査人の四半期レビュー及び年度決算監査結果の相当性、監査等委員でない取締役の選任・報酬に関する意見の決定、監査結果の報告の他に、当期より会計監査人に対して、有価証券報告書に添付される監査報告書に記載が義務付けられる「監査上の主要な検討事項」に関して、会計監査人と協議を行うとともに、その監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

常勤監査等委員は、常勤者としての特性を踏まえ、監査環境の整備及び社内の情報の収集に積極的に努め、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視・検証するとともに、社外監査等委員と情報の共有及び意思の疎通を図っています。

(c) 監査等委員の出席状況

氏名(役名)	監査等委員会出席回数
鯉沼博行(常勤監査等委員)	18回/18回(出席率100%)
住田知正(監査等委員)	18回/18回(出席率100%)
多田 修(監査等委員)	18回/18回(出席率100%)

(注)住田知正氏、多田 修氏は社外取締役であり、その経歴、状況は前項「(2) 役員の状況 ①役員一覧、②社外役員の状況」に記載のとおりです。

②内部監査の状況

内部監査については、社長直轄の組織として「内部監査室」(6名)を設置しています。内部監査室は、内部統制システムにおける管理体制の強化と、社内各部門のリスクへの取組状況を確認、評価するために内部監査を行っています。

内部監査室は監査等委員会と連携して社内各部門に対する監査計画を立案し、中間段階において監査状況についての情報交換を行うほか、必要に応じて情報・意見交換を行い、より効果的な内部監査となるよう努めています。また会計監査人との間では、財務報告に係る内部統制に関する事項を中心に情報交換を適宜行っています。

③会計監査の状況

会計監査は、EY新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し、定期的な監査のほか、会計上の問題については随時確認を行うなど、財務の適正化に努めています。

(ア) 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(イ) 継続監査期間 1957年3月以降

(ウ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員

廣田 剛樹、井澤 依子

(エ) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士2名、日本公認会計士協会準会員2名、その他7名

(オ) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の選定にあたっては、監査人の品質管理体制、独立性及び専門性の有無及び当事業分野への理解度等を勘案し、監査報酬額の合理性を検討後、当社が適任と判断した会計監査人を選任することとしています。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議します。

(カ) 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われていることを確認しています。

(キ) 監査法人の異動

該当事項はありません。

④ 監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	32	—	34	—
連結子会社	—	—	—	—
計	32	—	34	—

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

(エ) 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等の監査報酬の決定方針は策定していませんが、監査公認会計士からの見積り提案等をもとに、監査計画、監査日数等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て決定する手続きを実施しています。

(オ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認、検討し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

①役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(a) 基本方針

- ・当社グループの短期及び中長期の業績向上と企業価値増大に対する貢献意欲を高める報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性及び透明性を確保するため、取締役会から委任を受けた報酬委員会において、委員である社外取締役の同意を得て報酬を決定します。

(b) 報酬水準

- ・当社グループの経営環境や外部の客観的資料を考慮しながら、業績向上意欲を保持できる報酬水準とします。
- ・当社グループの持続的な成長に不可欠な人材の確保に資する報酬水準とします。

(c) 報酬の構成

- ・監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬である固定報酬（以下、「基本報酬」という。）、短期的なインセンティブとしての業績連動型報酬である賞与（以下、「賞与」という。）及び中長期的なインセンティブとしての非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」という。）により構成します。
- ・監査等委員でない社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬のみで構成します。

(d) 基本報酬の個人別の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針

- ・監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬は、役位に応じて定める月例の固定報酬を支給します。
- ・監査等委員でない社外取締役の報酬は、客観的な立場から適切な意思決定及び経営監督を担っていただくという職務の内容を勘案し、基本報酬（相応な月例の固定報酬）のみを支給します。

(e) 業績連動報酬等に係る業績指標等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

- ・賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績評価指標を反映した報酬とし、各事業年度に達成した業績評価指標等に応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給します。
なお、賞与は、過年度実績や経営環境等をもとに決定する賞与係数テーブルの変動部分（業績評価指標）に対応する係数に、役位に応じて定める基準額を乗じた額を算出し、個人業績であるマネジメント評価等による加算・減算額を反映して支給額を決定することとしています。
- ・業績評価指標は、通常の事業活動による当社の収益力を示す経常利益（代表取締役及び関連会社統括担当取締役は連結経常利益）を用いることとし、業績評価指標及び賞与係数テーブルは、経営環境や業績、事業規模の変化等に応じて適宜見直しを検討することとしています。
- ・当事業年度における賞与に係る指標の目標及び実績は、次のとおりです。

指標	目標（百万円）	実績（百万円）
経常利益	2,020	2,592
連結経常利益	2,050	2,707

(f) 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

当社は、2021年6月29日開催の第86回定時株主総会決議により、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。以下、本方針において「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を支給することとしました。同報酬の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針は次のとおりです。

- ・各対象取締役に支給する譲渡制限付株式報酬の額は、基本報酬の概ね10%程度とし、その総額は年額12百万円以内とします。
- ・譲渡制限付株式は、対象取締役に対して、1事業年度につき10,000株を上限として付与するものとします。
- ・当社と譲渡制限付株式の割当を受ける各対象取締役との間では、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結します。

(Ⅰ) 譲渡制限期間は割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間とし、原則として譲渡制限期間の満了時に譲渡制限を解除する。

(Ⅱ) 対象取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、取締役会が正当と認める理由がない限り、当社は割り当てた譲渡制限付株式を当然に無償で取得する。

- (g) 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針
 監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の種類別の報酬割合は、達成した業績評価指標等に応じて変動するものとし、報酬全体に占める賞与の割合は、0から最大6割程度となるよう設定します。
- (h) 監査等委員である取締役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針
 監査等委員である取締役の報酬は、客観的な立場から適切な経営の監視・監督を担っていただくという職務内容を勘案し、基本報酬（相応な月例の固定報酬）のみで構成し、常勤、非常勤の別により定め、監査等委員である取締役の協議により決定します。
- (i) 取締役の個人別の報酬等の内容が上記「役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」に沿うと取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会による「役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針」との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会は、同内容は当該方針に沿うものであり、相当であると判断しています。
- (j) 役員報酬等に関する株主総会の決議の内容
 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、年額220百万円以内（うち社外取締役分13百万円以内）と決議いただいています。本有価証券報告書提出日現在において当該決議の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役2名。定款で定める監査等委員でない取締役の員数は7名以内）です。この報酬限度額には、2021年6月29日開催の第86回定時株主総会において決議いただいた譲渡制限付株式報酬額（年額12百万円以内）を含んでいます。
 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第84回定時株主総会において、年額400百万円以内と決議いただいています。本有価証券報告書提出日現在において当該決議の対象となる取締役の員数は3名（うち社外取締役2名。定款で定める監査等委員である取締役の員数は4名以内）です。

②役員報酬等

当事業年度における当社の役員報酬等の額は以下のとおりです。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）	206	103	103	—	5
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	10	10	—	—	1
社外役員	21	21	—	—	4

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社においては、取締役会決議に基づき報酬委員会に対し各取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の賞与の評価配分の決定を委任しています。これらの権限を委任している理由は、当該委員会が代表取締役社長村林秀晃、取締役彦坂典男及び社外取締役杉井 守の3名で構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外取締役である委員の客観的な視点も取り入れて適切な判断が可能であると考えているためです。

④報酬等の額の決定過程における機関の活動状況

当事業年度の報酬委員会は、当事業年度に支給する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の個人別の賞与の額及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の基本報酬の額、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」（会社法第361条第7項）の原案について審議・決定を行いました。

(5) 【株式の保有状況】

①投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式を保有目的に応じて、純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式に区分しています。専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である株式としています。

②保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

定期的に取り締役会において、保有に伴う便益、リスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを総合的に勘案し、保有の適否を検証しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	7	18
非上場株式以外の株式	7	1,493

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	1	123

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、定量的な保有効果（注） 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	906,000	906,000	906,000	906,000	事業活動の円滑な推進（注）	有
	536	365	536	365		
(株)鶴見製作所	254,000	320,000	254,000	320,000	事業活動の円滑な推進（注）	有
	461	621	461	621		
水道機工(株)	93,400	93,400	93,400	93,400	事業活動の円滑な推進（注）	有
	194	210	194	210		
(株)明電舎	54,000	54,000	54,000	54,000	事業活動の円滑な推進（注）	有
	129	87	129	87		
東海カーボン(株)	70,150	70,150	70,150	70,150	事業活動の円滑な推進（注）	有
	125	62	125	62		
ダイハツディーゼル(株)	55,000	55,000	55,000	55,000	事業活動の円滑な推進（注）	有
	27	21	27	21		
MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)	5,700	5,700	5,700	5,700	事業活動の円滑な推進（注）	有
	18	17	18	17		

（注）定量的な保有効果は、記載が困難となっています。なお、保有の合理性につきましては、取締役会において、中長期的な経済合理性や将来の見通しなどを総合的に勘案し検証しています。

③保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の 合計額（百万円）
非上場株式	—	—	1	33
非上場株式以外の株式	9	220	9	182

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額（百万円）	売却損益の 合計額（百万円）	評価損益の 合計額（百万円）
非上場株式	0	0	—
非上場株式以外の株式	6	—	106

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しています。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しています。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。
- (3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目、その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載していましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更しています。なお、比較を容易にするため、前連結会計年度及び前事業年度についても百万円単位に組替え表示しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けています。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っています。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しています。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,358	7,026
受取手形及び売掛金	12,210	14,017
電子記録債権	14	33
仕掛品	※2 1,184	※2 1,738
原材料及び貯蔵品	102	115
その他	※1 200	436
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	21,070	23,367
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,496	6,930
減価償却累計額	△4,131	△4,263
建物及び構築物 (純額)	2,365	2,667
機械装置及び運搬具	5,118	5,373
減価償却累計額	△4,348	△4,500
機械装置及び運搬具 (純額)	769	872
土地	165	165
リース資産	70	68
減価償却累計額	△50	△39
リース資産 (純額)	19	29
建設仮勘定	76	22
その他	2,579	2,697
減価償却累計額	△2,429	△2,489
その他 (純額)	150	208
有形固定資産合計	3,547	3,965
無形固定資産	149	232
投資その他の資産		
投資有価証券	2,008	2,616
退職給付に係る資産	-	24
繰延税金資産	215	174
その他	293	298
貸倒引当金	△33	△33
投資その他の資産合計	2,483	3,080
固定資産合計	6,180	7,278
資産合計	27,251	30,645

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4,607	5,453
リース債務	10	12
未払法人税等	568	925
前受金	992	1,102
受注損失引当金	※2 244	※2 148
製品保証引当金	37	69
役員賞与引当金	72	110
その他	※1 1,206	※1 1,730
流動負債合計	7,740	9,553
固定負債		
リース債務	10	19
退職給付に係る負債	221	25
繰延税金負債	1	2
その他	77	65
固定負債合計	312	112
負債合計	8,052	9,666
純資産の部		
株主資本		
資本金	810	810
資本剰余金	111	111
利益剰余金	18,883	20,503
自己株式	△838	△1,027
株主資本合計	18,966	20,397
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	595	730
繰延ヘッジ損益	△7	18
為替換算調整勘定	△160	△134
退職給付に係る調整累計額	△194	△31
その他の包括利益累計額合計	232	582
純資産合計	19,199	20,979
負債純資産合計	27,251	30,645

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	19,674	21,750
売上原価	※2,※3,※4 14,934	※2,※3,※4 16,112
売上総利益	4,739	5,638
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,013	※1,※2 3,090
営業利益	1,725	2,547
営業外収益		
受取利息	9	5
受取配当金	84	73
投資有価証券売却益	—	44
受取賃貸料	71	69
その他	12	18
営業外収益合計	177	211
営業外費用		
賃貸費用	17	17
固定資産処分損	12	6
支払保証料	9	8
寄付金	3	17
その他	26	2
営業外費用合計	69	51
経常利益	1,834	2,707
特別利益		
投資有価証券売却益	—	80
特別利益合計	—	80
税金等調整前当期純利益	1,834	2,787
法人税、住民税及び事業税	535	891
法人税等調整額	26	△107
法人税等合計	562	784
当期純利益	1,271	2,003
親会社株主に帰属する当期純利益	1,271	2,003

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純利益	1,271	2,003
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△166	135
繰延ヘッジ損益	△6	25
為替換算調整勘定	△49	26
退職給付に係る調整額	△71	162
その他の包括利益合計	※1,※2 △293	※1,※2 349
包括利益	977	2,353
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	977	2,353

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810	111	17,956	△779	18,098
当期変動額					
剰余金の配当			△344		△344
親会社株主に帰属する当期純利益			1,271		1,271
自己株式の取得				△58	△58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	926	△58	867
当期末残高	810	111	18,883	△838	18,966

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	761	△0	△111	△123	526	18,625
当期変動額						
剰余金の配当						△344
親会社株主に帰属する当期純利益						1,271
自己株式の取得						△58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△166	△6	△49	△71	△293	△293
当期変動額合計	△166	△6	△49	△71	△293	574
当期末残高	595	△7	△160	△194	232	19,199

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	810	111	18,883	△838	18,966
当期変動額					
剰余金の配当			△383		△383
親会社株主に帰属する当期純利益			2,003		2,003
自己株式の取得				△189	△189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,620	△189	1,430
当期末残高	810	111	20,503	△1,027	20,397

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	595	△7	△160	△194	232	19,199
当期変動額						
剰余金の配当						△383
親会社株主に帰属する当期純利益						2,003
自己株式の取得						△189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	25	26	162	349	349
当期変動額合計	135	25	26	162	349	1,780
当期末残高	730	18	△134	△31	582	20,979

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,834	2,787
減価償却費	494	486
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△7	△0
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	△43	△95
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△22	31
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△5	38
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	43	38
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	-	△24
受取利息及び受取配当金	△93	△79
固定資産売却損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	12	6
為替差損益 (△は益)	0	△0
投資有価証券売却損益 (△は益)	0	△124
投資有価証券評価損益 (△は益)	20	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,927	△1,815
たな卸資産の増減額 (△は増加)	815	△561
その他の資産の増減額 (△は増加)	△82	△160
仕入債務の増減額 (△は減少)	△107	840
未払消費税等の増減額 (△は減少)	21	68
前受金の増減額 (△は減少)	294	109
その他の負債の増減額 (△は減少)	△124	218
小計	1,120	1,764
利息及び配当金の受取額	93	78
法人税等の支払額	△561	△543
営業活動によるキャッシュ・フロー	652	1,298
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△94	△59
定期預金の払戻による収入	170	71
有形固定資産の取得による支出	△620	△648
有形固定資産の売却による収入	0	0
無形固定資産の取得による支出	△34	△62
投資有価証券の取得による支出	△100	△680
投資有価証券の売却による収入	1	363
投資有価証券の償還による収入	300	-
貸付けによる支出	△0	△11
貸付金の回収による収入	1	1
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	0	△8
投資活動によるキャッシュ・フロー	△376	△1,033
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△14	△14
自己株式の取得による支出	△58	△189
配当金の支払額	△344	△383
財務活動によるキャッシュ・フロー	△417	△587
現金及び現金同等物に係る換算差額	△5	1
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△146	△320
現金及び現金同等物の期首残高	7,472	7,326
現金及び現金同等物の期末残高	※ 7,326	※ 7,005

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

電業社工事株式会社

株式会社エコアドバンス

DMWインド社 (DMW CORPORATION INDIA PRIVATE LIMITED)

(2) 非連結子会社

非連結子会社の対象会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の対象会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、主として定額法)

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 3年～60年

機械装置及び運搬具 4年～17年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法 (ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (概ね5年) に基づく定額法)

③ 投資不動産

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

構築物 10年～40年

- ④ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
- ② 受注損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。
- ③ 製品保証引当金
完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。
- ④ 役員賞与引当金
役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しています。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しています。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他の工事
工事完成基準
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しています。
また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……………為替予約
ヘッジ対象……………外貨建売掛金、外貨建買掛金
- ③ ヘッジ方針
為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。
- ④ ヘッジの有効性評価の方法
為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっています。
- (8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(重要な会計上の見積り)

総製造原価の見積り (工事進行基準に基づく収益認識)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
進行基準売上高計上額	10,071

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・見積りの算出方法

工事進行基準による収益は進捗率に基づき測定され、進捗率は案件の総製造原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合 (原価比例法) に基づき算定しています。

総製造原価見積額は費目ごとに積み上げられた実行予算に基づく見積りであり、実際の製造状況を勘案した上で適時適切な見直しを行っています。

・見積りの算出に用いた主な仮定

当社製品は案件ごとに仕様や工期等が異なる個別受注生産であることから、総製造原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることは難しい状況にあります。そのため、原材料や購入品等の調達価格、社外工事費、設計工数等の各製造コストに対し、過去実績を参考とした一定の仮定を基に算定を行っています。

・翌年度の連結財務諸表に与える影響

工事進行基準適用案件の工期は一般的に長期にわたることから、進行途中における契約内容の変更や仕様変更等により、総製造原価見積額が変動する場合があります。これに伴い進捗率が変動することから、進行基準売上高に影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」 (IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606) を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中です。

- ・「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされています。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「寄付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。また、前連結会計年度において、独立掲記していました「営業外費用」の「為替差損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しています。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っています。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた4百万円、及び「為替差損」5百万円は、「寄付金」3百万円、「その他」26百万円として組み替えています。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時における入手可能な情報に基づき実施しています。その中で、新型コロナウイルス感染症による当社グループへの影響については、海外製造拠点において操業停止等の影響が出たものの、現在は操業を再開しており、当社グループの営業収益等への影響は軽微であると仮定しています。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、次期以降における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 消費税等の表示

未払消費税等は、流動資産の「その他」に、未払消費税等は、流動負債の「その他」に含めて表示しています。

※2 損失が見込まれる工事契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
仕掛品	90百万円	131百万円

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
販売手数料	94百万円	104百万円
荷造運送費	325	266
給与手当・賞与等	1,429	1,517
役員賞与引当金繰入額	56	108
退職給付費用	85	84
旅費交通費・通信費	136	80
租税公課	79	94
減価償却費	29	30
賃借料	193	194

※2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	208百万円	253百万円

※3 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれています。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	0百万円	△0百万円

※4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
	244百万円	148百万円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△260百万円	325百万円
組替調整額	20	△124
計	△239	200
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	△13	36
組替調整額	3	0
計	△9	36
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△49	26
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△139	176
組替調整額	36	57
計	△102	234
税効果調整前合計	△401	498
税効果額	107	△148
その他の包括利益合計	△293	349

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
税効果調整前	△239百万円	200百万円
税効果額	73	△65
税効果調整後	△166	135
繰延ヘッジ損益：		
税効果調整前	△9	36
税効果額	2	△11
税効果調整後	△6	25
為替換算調整勘定：		
税効果調整前	△49	26
税効果額	-	-
税効果調整後	△49	26
退職給付に係る調整額：		
税効果調整前	△102	234
税効果額	31	△71
税効果調整後	△71	162
その他の包括利益合計		
税効果調整前	△401	498
税効果額	107	△148
税効果調整後	△293	349

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	4,776	—	—	4,776
合計	4,776	—	—	4,776
自己株式				
普通株式(注)	453	27	—	480
合計	453	27	—	480

(注) 普通株式の自己株式の株数の増加27千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加27千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	172	40.0	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	171	40.0	2019年9月30日	2019年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	193	利益剰余金	45.0	2020年3月31日	2020年6月30日

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末株 式数（千株）
発行済株式				
普通株式	4,776	—	—	4,776
合計	4,776	—	—	4,776
自己株式				
普通株式（注）	480	65	—	546
合計	480	65	—	546

（注）普通株式の自己株式の株数の増加65千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加65千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株によるものです。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	193	45.0	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	190	45.0	2020年9月30日	2020年12月14日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月24日 取締役会	普通株式	274	利益剰余金	65.0	2021年3月31日	2021年6月10日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	7,358百万円	7,026百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△32	△21
現金及び現金同等物	7,326	7,005

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

有形固定資産

当社三島事業所(工場)における事務機器です。

②リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、必要な資金の流動性に応じて有効活用を図っています。短期的に必要な資金に対しては、元本確保と高流動性の維持を優先して運用し、その他の資金は株式・債券・投資信託にて運用しています。資金調達については、必要な期間に限り銀行等金融機関からの借入により調達しています。また、外貨建売買取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で為替予約を行っています。為替予約は、為替リスクの軽減目的のみに限定し、投機取引やトレーディング目的の取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。外貨建の売掛金・買掛金は、為替の変動リスクに晒されています。また、有価証券及び投資有価証券は、主に公社債投資信託や業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格や為替の変動リスクに晒されています。なお、外貨建取引に係る為替変動リスクを軽減する目的で行っている為替予約の契約先は、いずれも信用度の高い国内銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクに関しては、その残高と回収状況を毎月収集し、必要に応じて信用調査を行うなどのリスク管理を行っています。外貨建の売掛金・買掛金に係る為替変動リスクに関しては、社内規程に則り、案件ごとの受注・購入発注時点に決済時期にあわせた為替予約を実施することによりリスクをヘッジしています。また、有価証券及び投資有価証券の市場変動リスクや為替変動リスクに関しては、銘柄選定を社長を含めた会議にて行い、運用状況は取締役会に報告するなど体制を整え、リスク管理を行っています。なお、為替予約取引に関するデリバティブ取引については、社内規程を設け管理運用しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていません。(注) 2. 参照)

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,358	7,358	—
(2) 受取手形及び売掛金	12,210	12,211	1
(3) 電子記録債権	14	14	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	1,956	1,956	0
資産計	21,539	21,541	1
(1) 支払手形及び買掛金	4,607	4,607	—
負債計	4,607	4,607	—
デリバティブ取引(※)	(12)	(12)	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しています。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	7,026	7,026	—
(2) 受取手形及び売掛金	14,017	14,022	4
(3) 電子記録債権	33	33	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,598	2,598	0
資産計	23,675	23,681	5
(1) 支払手形及び買掛金	5,453	5,453	—
負債計	5,453	5,453	—
デリバティブ取引(※)	26	26	—

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額により表示しています。

(2) 受取手形及び売掛金

売掛金のうち回収まで1年を超える見込みのものの時価に関しては、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債利回り等適切な利率に基づき割引いた現在価値により算定しています。

その他の売掛金及び受取手形については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額により表示しています。

(3) 電子記録債権

電子記録債権については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額により表示しています。

(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格により表示しており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格により表示しています。また、株式形態のゴルフ会員権は取引所の市場価額が無いので連結貸借対照表価額は帳簿価額により、時価は取引相場価額により表示しています。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照してください。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額により表示しています。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照してください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
非上場株式	51	17

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めていません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度 (2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	7,354	—	—	—
受取手形及び売掛金	11,314	895	—	—
電子記録債権	14	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期が あるもの 社債	—	—	100	—
合計	18,683	895	100	—

当連結会計年度 (2021年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	7,021	—	—	—
受取手形及び売掛金	10,185	3,831	—	—
電子記録債権	33	—	—	—
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期が あるもの 社債	—	200	280	300
合計	17,240	4,031	280	300

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2020年3月31日)及び当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,514	715	799
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	109	97	11
	小計	1,624	813	810
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	54	55	△1
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	86	100	△13
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	191	199	△8
	小計	332	355	△23
合計		1,956	1,168	787

(注) 1. 非上場株式(連結貸借対照表計上額 51百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

当連結会計年度（2021年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,702	716	985
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	582	580	2
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	100	100	0
	小計	2,385	1,396	989
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	12	12	△0
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	199	200	△0
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	212	212	△0
合計		2,598	1,609	988

(注) 1. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 17百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めていません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	1	—	0
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	—	—	—
合計	1	—	0

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
(1) 株式	156	80	—
(2) 債券			
① 国債・地方債等	—	—	—
② 社債	—	—	—
③ その他	—	—	—
(3) その他	241	44	—
合計	398	124	—

4. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について20百万円（その他有価証券の株式20百万円）減損処理を行っています。

当連結会計年度は、該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っています。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度(2020年3月31日)及び当連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2020年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	313	—	△14
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	272	130	3
	ユーロ		141	—	△1
	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	177	—	(注) 2
	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	1	—	(注) 2
合計			906	130	△12

(注) 時価の算定方法

1. 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。

2. 振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理されている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建金銭債権債務の時価に含めて記載しています。

当連結会計年度（2021年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建	売掛金	34	-	△1
	米ドル				
	為替予約取引 売建	売掛金	20	-	△2
	英ポンド				
	為替予約取引 買建	買掛金	470	63	17
	米ドル				
	為替予約取引 買建	買掛金	141	-	13
	ユーロ				
	為替予約取引 売建	売掛金	326	-	(注) 2
	米ドル				
為替予約取引 買建	買掛金	17	-	(注) 2	
ユーロ					
合計			1,010	63	26

(注) 時価の算定方法

1. 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しています。
2. 振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理されている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該外貨建金銭債権債務の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、確定給付型企业年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。また、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされていない特別手当金を支払う場合があります。

また、当社執行役員のうち、従業員地位である者に対する執行役員退職慰労金を、退職給付債務及び退職給付に係る負債並びに退職給付費用（勤務費用）に含めています。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。また、国内連結子会社は中小企業退職金共済制度に加入しています。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,403百万円	3,473百万円
勤務費用	235	243
利息費用	17	17
数理計算上の差異の発生額	0	△1
退職給付の支払額	△183	△280
その他	—	0
退職給付債務の期末残高	3,473	3,453

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	3,327百万円	3,251百万円
期待運用収益	69	105
数理計算上の差異の発生額	△138	175
事業主からの拠出額	149	145
退職給付の支払額	△156	△224
年金資産の期末残高	3,251	3,452

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	2,796百万円	2,772百万円
年金資産	△3,251	△3,452
	△454	△679
非積立型制度の退職給付債務	676	680
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221	1
退職給付に係る負債	221	25
退職給付に係る資産	—	△24
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	221	1

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	236百万円	245百万円
利息費用	17	17
期待運用収益	△69	△105
数理計算上の差異の費用処理額	36	57
確定給付制度に係る退職給付費用	221	215

(注) 簡便法を採用している一部の連結子会社の退職給付費用及び中小企業退職金共済制度拠出金は、勤務費用に計上しています。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
数理計算上の差異	△102百万円	234百万円
合 計	△102	234

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識数理計算上の差異	△280百万円	△45百万円
合 計	△280	△45

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	42%	38%
株式	18	25
一般勘定	38	35
その他	2	2
合 計	100	100

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
割引率	0.5～0.6%	0.5～0.6%
長期期待運用収益率	2.10%	3.23%

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	39百万円	56百万円
未払費用	169	206
受注損失引当金	74	45
製品保証引当金	11	21
追加原価未払金	7	15
減価償却超過額	15	11
退職給付に係る負債	66	7
長期未払金	7	3
その他	113	99
繰延税金資産小計	504	466
評価性引当額	△87	△5
繰延税金資産合計	417	460
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△8	△9
その他有価証券評価差額金	△192	△258
退職給付に係る資産	—	△7
その他	△3	△13
繰延税金負債合計	△203	△288
繰延税金資産の純額	213	172

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.55%	30.49%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23	1.25
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.27	△0.18
住民税均等割	0.35	0.23
評価性引当額の変動額	△0.26	△2.95
その他	△0.92	△0.71
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.68	28.13

(賃貸等不動産関係)

当社は、静岡県三島市及びその他の地域において、賃貸用の土地を有しています。当該土地は、賃借人により、商業施設（スーパーマーケット及び大型銭湯等）や駐車場に使用されています。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、46百万円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）です。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	123	122
期中増減額	△1	△1
期末残高	122	120
期末時価	1,345	1,350

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
2. 当連結会計年度末の時価は、重要性の高いものについては、「不動産鑑定評価基準」に準じた方法で、社外の不動産鑑定士が算出した金額であり、その他のものについては、適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づき社内で算定したものです。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、風水力機器の製造・据付・販売事業の単一セグメントであるため、記載を省略していません。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：百万円)

	ポンプ	送風機	バルブ	その他製品	合計
外部顧客への売上高	14,259	3,621	576	1,216	19,674

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	アジア (日本を除く)	中南米	アフリカ	その他	合計
16,825	1,997	495	250	104	19,674

(注) 売上高は製品の納入先及びサービスの提供先を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株守谷商会	2,663	風水力機器の製造・据付・販売
東京都	2,596	風水力機器の製造・据付・販売

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	ポンプ	送風機	バルブ	その他製品	合計
外部顧客への売上高	16,589	3,166	103	1,891	21,750

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	アジア (日本を除く)	アフリカ	中南米	その他	合計
18,259	3,083	314	47	46	21,750

（注）売上高は製品の納入先及びサービスの提供先を基礎とし、国又は地域に分類しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
東京都	2,952	風水力機器の製造・据付・販売
(株)守谷商会	2,331	風水力機器の製造・据付・販売

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	㈱守谷商会	東京都中央区	810	機械総合商社	(被所有) 直接 — (所有) 直接 —	当社製品の販売	営業取引	製品売上	2,602	受取手形売掛金	259 1,150
							材料仕入	営業取引	材料仕入	940	支払手形買掛金
主要株主の孫会社	イワキ・モリタニ電工㈱	大阪府大阪市西淀川区	35	風水力機械等の据付工事	(被所有) 直接 — (所有) 直接 2.0	材料仕入	営業取引	材料仕入	250	買掛金	178

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	㈱守谷商会	東京都中央区	810	機械総合商社	(被所有) 直接 — (所有) 直接 —	当社製品の販売	営業取引	製品売上	2,295	受取手形売掛金	100 1,274
							材料仕入	営業取引	材料仕入	1,812	支払手形買掛金
主要株主の孫会社	イワキ・モリタニ電工㈱	大阪府大阪市西淀川区	35	風水力機械等の据付工事	(被所有) 直接 — (所有) 直接 2.0	材料仕入	営業取引	材料仕入	305	買掛金	91

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引
 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
 前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容			取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	㈱守谷商会	東京都中央区	810	機械総合商社	(被所有) 直接 — (所有) 直接 —	製品の販売	営業取引	製品売上	60	売掛金	20	
							材料仕入	営業取引	材料仕入	16	買掛金	13
主要株主の孫会社	イワキ・モリタニ電工㈱	大阪府大阪市西淀川区	35	風水力機械等の据付工事	(被所有) 直接 — (所有) 直接 2.0	材料仕入	営業取引	材料仕入	10	買掛金	3	

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容			取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主の子会社	㈱守谷商会	東京都中央区	810	機械総合商社	(被所有) 直接 — (所有) 直接 —	製品の販売	営業取引	製品売上	35	売掛金	7	
							材料仕入	営業取引	材料仕入	13	買掛金	3
主要株主の孫会社	イワキ・モリタニ電工㈱	大阪府大阪市西淀川区	35	風水力機械等の据付工事	(被所有) 直接 — (所有) 直接 2.0	材料仕入	営業取引	材料仕入	3	買掛金	0	

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

製品売上については、総原価を勘案して各社希望価格を提示し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

材料仕入については、見積書を入手し、その都度価格交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しています。

2. 上記取引金額には消費税等は含まれていませんが、期末残高には消費税等が含まれています。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	4,469.08円	4,958.91円
1株当たり当期純利益	295.95円	471.20円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,271	2,003
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,271	2,003
普通株式の期中平均株式数(株)	4,296,120	4,252,439

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催の第86回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議し、承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額120万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。))又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の決定を経て取締役会において決議します。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	10	12	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	10	19	—	2022年～2025年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	21	31	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除しない金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりです。

区 分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	7	5	4	1

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	2,938	6,455	10,385	21,750
税金等調整前四半期純損失(△)又は 税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	△87	57	265	2,787
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)又は 親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	△72	29	166	2,003
1株当たり四半期純損失(△)又は 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	△16.86	6.88	39.00	471.20

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純損失(△)又は 1株当たり四半期純利益 (円)	△16.86	23.95	32.32	434.36

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,966	6,537
受取手形	706	583
電子記録債権	14	33
売掛金	※ 11,335	※ 13,012
仕掛品	1,148	1,621
原材料及び貯蔵品	93	100
前渡金	106	480
前払費用	21	13
その他	※ 30	※ 102
貸倒引当金	△0	△0
流動資産合計	20,423	22,485
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,790	1,997
構築物	450	495
機械及び装置	664	744
車両運搬具	4	6
工具、器具及び備品	131	184
土地	165	165
リース資産	19	29
建設仮勘定	19	22
有形固定資産合計	3,246	3,646
無形固定資産		
ソフトウェア	67	104
ソフトウェア仮勘定	2	49
その他	6	6
無形固定資産合計	76	159
投資その他の資産		
投資有価証券	2,008	2,616
関係会社株式	673	673
従業員に対する長期貸付金	5	15
長期前払費用	15	6
前払年金費用	76	70
繰延税金資産	110	151
その他	251	254
貸倒引当金	△33	△33
投資その他の資産合計	3,107	3,753
固定資産合計	6,430	7,560
資産合計	26,853	30,045

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,618	2,343
買掛金	※ 2,894	※ 2,907
リース債務	10	12
未払金	※ 284	※ 673
未払費用	587	708
未払法人税等	560	899
前受金	992	1,102
預り金	22	24
前受収益	0	0
受注損失引当金	242	148
製品保証引当金	37	69
役員賞与引当金	65	103
その他	274	262
流動負債合計	7,589	9,255
固定負債		
リース債務	10	19
退職給付引当金	4	3
その他	66	65
固定負債合計	81	88
負債合計	7,671	9,344
純資産の部		
株主資本		
資本金	810	810
資本剰余金		
資本準備金	28	28
その他資本剰余金	82	82
資本剰余金合計	111	111
利益剰余金		
利益準備金	202	202
その他利益剰余金	18,309	19,857
利益剰余金合計	18,511	20,059
自己株式	△838	△1,027
株主資本合計	18,594	19,953
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	595	730
繰延ヘッジ損益	△7	18
評価・換算差額等合計	587	748
純資産合計	19,182	20,701
負債純資産合計	26,853	30,045

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	※2 19,137	※2 20,652
売上原価	※2 14,638	※2 15,333
売上総利益	4,499	5,319
販売費及び一般管理費	※1,※2 2,823	※1,※2 2,888
営業利益	1,676	2,430
営業外収益		
受取利息	1	4
受取配当金	※2 90	※2 76
受取賃貸料	※2 74	※2 73
その他	12	57
営業外収益合計	179	211
営業外費用		
賃貸費用	17	17
その他	46	32
営業外費用合計	64	50
経常利益	1,791	2,592
特別利益		
投資有価証券売却益	—	80
特別利益合計	—	80
税引前当期純利益	1,791	2,672
法人税、住民税及び事業税	527	859
法人税等調整額	31	△117
法人税等合計	559	741
当期純利益	1,232	1,931

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 材料費		6,255	45.4	7,942	50.3
II 労務費		2,603	18.9	2,741	17.3
III 経費		4,993	36.2	5,174	32.7
(うち据付工事費)		(2,435)		(2,118)	
(うち減価償却費)		(436)		(424)	
(うち外注加工費)		(812)		(1,158)	
(うち外注木型費)		(244)		(297)	
IV 受注損失引当金繰入額等		△67	△0.5	△51	△0.3
当期総製造費用		13,785	100.0	15,806	100.0
期首仕掛品たな卸高		2,002		1,148	
合計		15,788		16,955	
期末仕掛品たな卸高		1,148		1,621	
他勘定振替高	※	0		0	
当期製品製造原価		14,638		15,333	

※ 他勘定振替高の内訳は次のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
固定資産他	0百万円	0百万円

(注) 原価計算の方法

当社は種類、形式及び容量を異にする製品の受注生産を行っていますので、個別原価計算方法を採用していません。すべての原価要素は原則として実際原価によりますが、直接賃金、製造間接費、製品管理費、調達管理費、社内工事費、社内設計部費の単価については予定原価を用い、実際原価との差額は原則として毎期末調整計算を行い、売上原価とたな卸資産とに科目別に配賦しています。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	810	28	82	111	202	17,422	17,624
当期変動額							
剰余金の配当						△344	△344
当期純利益						1,232	1,232
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	887	887
当期末残高	810	28	82	111	202	18,309	18,511

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△779	17,766	761	△0	761	18,527
当期変動額						
剰余金の配当		△344				△344
当期純利益		1,232				1,232
自己株式の取得	△58	△58				△58
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△166	△6	△173	△173
当期変動額合計	△58	828	△166	△6	△173	655
当期末残高	△838	18,594	595	△7	587	19,182

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	810	28	82	111	202	18,309	18,511
当期変動額							
剰余金の配当						△383	△383
当期純利益						1,931	1,931
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,547	1,547
当期末残高	810	28	82	111	202	19,857	20,059

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△838	18,594	595	△7	587	19,182
当期変動額						
剰余金の配当		△383				△383
当期純利益		1,931				1,931
自己株式の取得	△189	△189				△189
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			135	25	160	160
当期変動額合計	△189	1,358	135	25	160	1,518
当期末残高	△1,027	19,953	730	18	748	20,701

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 5年～12年

車両運搬具 4年～7年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法 (ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (概ね5年) に基づく定額法)

(3) 投資不動産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

構築物 10年～40年

(4) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 受注損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末の手持受注工事のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能な工事について、損失見込額を計上しています。

(3) 製品保証引当金

完成工事に係る将来の無償保証工事費用の支出に備えるため、費用見込額を過去の実績を基礎に計上しています。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しています。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合は、前払年金費用として計上しています。また、執行役員のうち、従業員地位である者に対する退職金支給に備えるため、会社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しています。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しています。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には、振当処理を採用しています。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建売掛金、外貨建買掛金

(3) ヘッジ方針

為替相場変動に伴うリスクの軽減、金融収支改善のため、対象債権、債務の範囲内でヘッジを行っています。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

為替予約の締結時に、「外貨建取引に関する為替管理基準」に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えています。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しています。

(重要な会計上の見積り)

総製造原価の見積り (工事進行基準に基づく収益認識)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

	当事業年度
進行基準売上高計上額	10,071

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・見積りの算出方法

工事進行基準による収益は進捗率に基づき測定され、進捗率は案件の総製造原価見積額に対する事業年度末までの発生原価の割合(原価比例法)に基づき算定しています。

総製造原価見積額は費目ごとに積み上げられた実行予算に基づく見積りであり、実際の製造状況を勘案した上で適時適切な見直しを行っています。

・見積りの算出に用いた主な仮定

当社製品は案件ごとに仕様や工期等が異なる個別受注生産であることから、総製造原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得ることは難しい状況にあります。そのため、原材料や購入品等の調達価格、社外工事費、設計工数等の各製造コストに対し、過去実績を参考とした一定の仮定を基に算定を行っています。

・翌年度の財務諸表に与える影響

工事進行基準適用案件の工期は一般的に長期にわたることから、進行途中における契約内容の変更や仕様変更等により、総製造原価見積額が変動する場合があります。これに伴い進捗率が変動することから、進行基準売上高に影響を与える可能性があります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載していません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについて)

当社では、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りについて、財務諸表作成時における入手可能な情報に基づき実施しています。その中で、新型コロナウイルス感染症による当社の営業収益等への影響は軽微であると仮定しています。

なお、当該見積りは現時点の最善の見積りであるものの、今後の新型コロナウイルス感染症の収束状況によっては、次期以降における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	36百万円	35百万円
短期金銭債務	9	9

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度75%、当事業年度70%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度25%、当事業年度30%です。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
荷造運送費	317百万円	253百万円
給与手当、賞与等	1,330	1,414
役員賞与引当金繰入額	49	100
退職給付費用	83	78
減価償却費	26	27

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	67百万円	48百万円
仕入高	232	232
販売費及び一般管理費	33	27
営業取引以外の取引による取引高	10	7

(有価証券関係)

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は673百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は673百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等	38百万円	55百万円
未払費用	164	201
受注損失引当金	74	45
製品保証引当金	11	21
追加原価未払金	7	10
減価償却超過額	15	11
長期未払金	3	3
その他	102	98
繰延税金資産小計	417	446
評価性引当額	△83	—
繰延税金資産合計	334	446
繰延税金負債		
圧縮記帳積立金	△8	△7
その他有価証券評価差額金	△192	△258
前払年金費用	△23	△21
その他	—	△7
繰延税金負債合計	△224	△295
繰延税金資産の純額	110	151

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.55%	30.49%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.26	1.31
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.28	△0.19
住民税均等割	0.32	0.22
評価性引当額の変動額	△0.10	△3.11
その他	△0.52	△0.98
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.23	27.74

(重要な後発事象)

(譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2021年5月24日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年6月29日開催の第86回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議し、承認可決されました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額120万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。)、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とします。

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の決定を経て取締役会において決議します。

また、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	1,790	305	0	98	1,997	2,922
	構築物	450	78	0	33	495	1,312
	機械及び装置	664	225	0	144	744	4,361
	車両運搬具	4	4	0	2	6	52
	工具、器具及び備品	131	183	0	129	184	2,461
	土地	165	-	-	-	165	-
	リース資産	19	22	-	12	29	39
	建設仮勘定	19	734	731	-	22	-
	計	3,246	1,554	731	422	3,646	11,149
無形固定資産	ソフトウェア	67	65	-	29	104	94
	ソフトウェア仮勘定	2	112	65	-	49	-
	その他	6	-	-	-	6	-
	計	76	178	65	29	159	94
投資その他の資産	その他	68	-	-	1	67	55
	計	68	-	-	1	67	55

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりです。

建物	技術研究所 建物・設備	278百万円
構築物	技術研究所 レール定盤一式・緑化施設ほか	50百万円
構築物	工場内 水道配管改修(消火栓、井水、市水)	11百万円
機械及び装置	4000kVAサイクルチェンジャーオーバーホール	93百万円
機械及び装置	技術研究所 キュービクル・5トン天井クレーンほか	85百万円
機械及び装置	ベンディングローラ	13百万円
工具、器具及び備品	角定盤	19百万円
リース資産	DucuWide9098	12百万円
ソフトウェア	就業管理システム	19百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	33	0	0	33
受注損失引当金	242	148	242	148
製品保証引当金	37	134	102	69
役員賞与引当金	65	103	65	103

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 — 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載ウェブサイト https://www.dmw.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録されている100株以上所有の株主に対し1,500円相当、300株以上所有の株主に対し3,000円相当の静岡茶を5月下旬頃に贈呈

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができないものと定款で定めています。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しています。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類並びに確認書	事業年度 (第85期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年7月31日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及びその添付書類			2020年7月31日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	(第86期 第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月11日 関東財務局長に提出
	(第86期 第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月13日 関東財務局長に提出
	(第86期 第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書		2020年8月3日 関東財務局長に提出
(5) 自己株券買付状況報告書	報告期間	自 2020年8月1日 至 2020年8月31日	2020年9月11日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月29日

株式会社電業社機械製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子 (印)

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社電業社機械製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準に基づく収益認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、風水力機械、海水淡水化用エネルギー回収装置、廃水処理装置・廃棄物処理装置、配電盤・電気計装制御装置・電気通信制御装置等の製造・販売、据付工事及びこれらに附帯する業務を主な事業内容としており、すべての製品について種類、形式及び容量を異にする受注生産を行っている。連結財務諸表注記「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4. 会計方針に関する事項(5) 重要な収益及び費用の計上基準」及び連結財務諸表注記(重要な会計上の見積り)に記載のとおり、会社及び連結子会社は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事契約については工事完成基準を適用している。当連結会計年度の売上高21,750百万円のうち、工事進行基準により計上した売上高は、10,071百万円と46%を占めている。</p> <p>工事進行基準による収益は、進捗率に基づき測定され、進捗率は案件の総製造原価見積額に対する連結会計年度末までの発生原価の割合に基づき算定される。</p> <p>製品は案件ごとに仕様や工期等が異なる個別受注生産であることから、総製造原価の見積りにあたっては画一的な判断尺度を得られにくい。このため、総製造原価の見積りは、経営者による一定の仮定と判断を伴い不確実性を伴うものとなる。</p> <p>また、工期は一般的に長期にわたることから、進行途中における契約の変更や仕様変更により、原材料や購入品等の調達価格、社外工事費、設計工数等の各製造コストの変動が生じる場合があり、総製造原価の適時・適切な見直しには複雑性が伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、工事進行基準による収益及び進捗率の計算に当たり、総製造原価の見積りが、当連結会計年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、工事進行基準における総製造原価の見積りの妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>総製造原価の見積りに関する会社の以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総製造原価の見積りの基礎となる実行予算書(工事の原価管理のために作成され承認された予算書)が専門知識を有する工事担当者等により作成され、必要な承認により信頼性を確保するための統制 案件の損益管理や進捗状況について、総製造原価の信頼性に責任を持つ原価管理部署がモニタリングを行い、その状況や顧客からの仕様変更指示に応じて、適時・適切に総製造原価の見積りの改訂が行われる体制 <p>(2) 総製造原価の見積りの妥当性の評価</p> <p>工事請負額、工事損益、工事の施工状況の内容に照らして、総製造原価の見積りの不確実性が相対的に高い工事を識別し、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 総製造原価の見積りについて、その計算の基礎となる実行予算書と照合し、工事契約の目的物に照らして整合しているか、費目ごとに積上げにより計算されているか、また、実行予算書の中に、将来の不確実性に対応することを理由として異常な金額の調整項目が入っていないかどうか検討を行った。 当連結会計年度末の総製造原価見積額について、当連結会計年度における新規案件は当初の総製造原価見積額と、前連結会計年度からの継続案件については前連結会計年度末の総製造原価見積額と比較した。さらに、かかる変動が一定の基準以上のものについては、原価管理部署の責任者への質問、業者からの見積書との照合により、変動内容が案件の実態が反映されたものであるかどうか検討した。 原価管理部署の責任者に、案件の進捗状況及び総製造原価見積額の変動の要否の判断について質問を行い、費用の発生状況に照らして回答の合理性を検討した。 工場の製造現場の視察を行い、原材料及び購入品並びに組立品の製造工程への投入状況が既発生原価及び進捗率と整合しているか検討した。 総製造原価の事前の見積額とその確定額又は再見積額を比較することによって、総製造原価の見積りプロセスの評価を行った。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社電業社機械製作所の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社電業社機械製作所が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月29日

株式会社電業社機械製作所

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 剛樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井澤 依子 ㊞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社電業社機械製作所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第86期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社電業社機械製作所の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準に基づく収益認識

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（工事進行基準に基づく収益認識）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しています。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 村林 秀晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社電業社機械製作所大阪支店 (大阪市中央区南本町2丁目6番12号) 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目4番18号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役村林秀晃は、当社の第86期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【会社名】	株式会社電業社機械製作所
【英訳名】	DMW CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 最高執行役員社長 村林 秀晃
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都大田区大森北1丁目5番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社電業社機械製作所大阪支店 (大阪市中央区南本町2丁目6番12号) 株式会社電業社機械製作所名古屋支店 (名古屋市中区栄2丁目4番18号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である村林秀晃は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4 【付記事項】

該当事項なし

5 【特記事項】

該当事項なし